

ないからまあと思つておる者に補償をすることか
せぬことかは、仮に先般の改正によつて配慮があ
るにしても、檢察一体の精神からいってこの補償
規程の運用を十分にやらない、そういう可能性と
いうものが如実にここからうかがい知られるわけ
であります、なぜ刑事補償法の原則というものが
被疑者補償規程にそのまま取り入れられないの
でありますか。

○前田(宏)政府委員 先ほども若干申し上げた
ところでございますけれども、檢察官が不起訴処分
をする場合には、裁判と違ひまして決着をつけな
い、と言つておかしいのですけれども、場合によ
つてはある程度で捜査を打ち切つてしま
うというふうなこともあるわけでございまして、
それは檢察官の処分というものと裁判というもの
の性格とが基本的に違ふところから出てくるわけ
だろふと思ひます。

そういうことで、よく申しておることでござい
ますが、檢察官の処分には裁判のような確定力は
ない。逆に言いますと、御案内のとおり、檢察審
査会で起訴相当の議決等がございまして再起訴を
するといふ場合もございまして、職権乱用罪等に
つきましては、付審判請求があつて起訴の手続と
同様な効果とがとられるというふうなこともあるぐ
らゐに、檢察官の処分というものは一応の処分と
いうことでございまして、裁判所のような確定力
を持つものではないといふことが一つ基本であろ
うかと思ひます。

それから一方、刑事補償法の法律の方は、これ
は申し上げるまでもないかと思ひますが、憲法か
ら来ているものでございまして、そういうことか
ら無罪といふふうな憲法の規定も書いてあるわけ
でございまして、その無罪の中でより分けをする
といふことは適當でないといふことになるわけ
でございまして。

そういう両方のことがもとになりまして、補償
法の上ではいろいろな意味で無罪になった場合に
それがすべて含まれる。しかし、被疑者補償の方
は、先ほど来申し上げたようなこともございまし

て、むしろ積極的だといひますか、はつきり無実
であるといふ場合だけにこの補償をするといふこ
とが、それぞれの性質に応じてむしろ相当であろ
うといふ考え方によるものといふふうに理解して
いるわけでございまして。

○横山委員 法務大臣、聞いていらつしやと思
うのですが、私は、もうこの問題を長年取り上げ
ておるわけですが、裁判で無罪になつたら、たとえ
その過程が仮に疑わしきものであつても補償はす
る。檢察段階で抑留または拘禁をした、ところがそ
れに補償するか否かは、ここに言ひますと、「罪
を犯さなかつた」と認めるに足りる十分な事由」が
なければ補償しない。裁判における無罪の判決
と、それから被疑者補償規程における問題とは違
うわけですが、被疑者補償規程はそういう檢察の裁
量にゆだねられておつて、調べた檢察官が、まあ
くやしければこれもこれはあかんぜといふ場合もあ
るでしようけれども、自由な裁量にゆだねられて
おる。

私は、積年、この被疑者補償規程をやはり立法
化しろと言つてゐる。そして刑事補償法と同じ精
神で貫けと言つてゐる。裁判で無罪にならうが、
あるいは檢察段階で不起訴にならうが、同じこと
ではないか。なぜ行政段階における問題だけ行政
の檢察官の裁量にゆだねられるのかといふこと
を、歴年私は主張しておる。被疑者補償規程は、
私の主張も取り入れて若干の改正はされました。
されましたけれども、法律事項ではないわけがす
ね。したがつて、刑事補償法と被疑者補償規程と
を一連の脈絡をつけて、そして人権を守るべき
だ、こう主張をいたしておるわけです。どうお考
へですか。

○坂田国務大臣 この問題はなかなかむづかしい
問題も含んでおるといふふうに思ひます。もちろ
ん横山先生の御指摘は御指摘といたしまして参考
にいたしましたと思ひますが、ただいまのところ
は、いま刑事局長が答弁をいたしましたとおりに
考へておる次第でございまして。

○横山委員 法務大臣、ちよつとお勉強が足りぬ
ようですね。私の言うことはわかつてゐるのでし
ょう。裁判で疑わしきは罰せずで、多少疑われて
も無罪となつた以上は補償する。檢察の方は、い
くらかげんとは言ひませぬけれども、裁量にゆ
だねられてゐるといふのはおかしい。これはぜひ
今後にわたつて御検討をお願いしたいと思います。

もう一つの私の主張は、刑事補償法では補
償の内容は、抑留または拘禁による補償は一日千
円以上四千八百円以下といふまではなつてゐるわ
けですね。その四二二項で、「裁判所は、前項
の補償金の額を定めるには、拘束の種類及びその
期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るは
ずであつた利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上
の損傷並びに警察、檢察及び裁判の各機関の故意
過失の有無その他一切の事情を考慮しなければな
らない。」とあります。

こういうことでございましょうか。四二二項全部を満た
す、つまり期間が長かつた、本人が財産上の損失
が多かつた、それから商売で得べかりし利益をた
くさん喪失した、精神上非常に苦痛を受けた、肉
体上の損傷もあつた、警察も檢察も裁判も、各機
関が故意、過失がたぐさあつた、こゝろ満杯の場
合が四千八百円。それから、精神上の苦痛はなか
つた、財産上の損傷もなかつた、得べかりし利益
の喪失もなかつたといふ場合は、だんだん四千八
百円マイナスアルファ、マイナスベータといふ
うになる、こゝろ理解するものですか。

○前田(宏)政府委員 この刑事補償法によります
補償は、いわゆる損害額の全部を補償するといふ
趣旨のものではないといふのが基本であるわけで
ございまして、そういう意味でもいわば定額の補
償をする。これは別な迅速な支給といふ要素もこ
ざいましてそういう形をとつてゐるわけでござい
ます。したがつて、御指摘の四二二項でいろ
いろな要素が並べられておるわけでございます。
これはこの二項にも書いてございまして、もち
ろん裁判所がお決めになることですけれども、そ
の額を定める場合に当たつてのいわば考慮事項で

ございまして、上限、下限の幅の中で適当な金
額をお決めになるについていろいろな要素を考へ
るべきであるといふことでございまして、御質問
に即して言へば、いわゆる満杯になつた場合が上
限であるといふ意味ではないといふふうに理解し
ております。

○横山委員 どういう意味でか御説明がよくわか
らないのですよ。最高の上限が四千八百円で、そ
の四千八百円以下に決める場合には四二二項を考
慮せよといふのですよ。そうすると、本当に本人
が気の毒だつた、いろいろな条件を満たす場合に
は四千八百円をやるといふことでございましょう。
そうすると、四二二項の各項目が大したことはない
とすれば、四千八百円マイナスアルファ、マイナ
スベータ、こゝろ論理で間違つてゐるのですか。

○前田(宏)政府委員 いわば二つ問題があるう
かと思ひます。一つは、いまおつしやいまし
たいいろいろな要件が全部実証されたといふ場合に
四千八百円で十分かといふ意味でございまして、
そうではなくて、それは頭打ち的に四千八百円に
なるといふことでございまして、それだけの要
素が一〇〇%それぞれ達したから、あるいはこれを
超えるかもしれないといふ問題が一つあるわけ
でございまして。

一方、しかしおつしやいたしましたように頭打ちで
四千八百円と決めてあるわけでございますから、
いろいろな要素を勘案して、その中でマイナスの
要素といふものか、そういうものがあれば、四千
八百円よりも下回る金額で具体的な金額が決まる
といふことは御指摘のとおりでございまして。

○横山委員 私はこゝろ考へるのですよ。抑留また
は拘禁といふものを千日なりあるいは五百日なり
された、それだけでも無罪になつた人間が大変な
苦痛を受けたのであるから、少なくとも抑留また
は拘禁されたら一日に千円以上四千八百円、こゝ
ろに割り切つて、それ以外に四二二項につ
いては必要があるならば、プラスアルファ、プ
ラスベータといふふうにするべきなのが当然ではな
いか。裁判官が四千八百円を上限にして、この四

条二項でマイナスアルファ、マイナスベータをやるというの、裁量、判断の基礎が人によつて非常に違ふとは思ひます。だから、抑留または拘禁を受けたら一日について幾ら、四条二項に該当したならばプラスアルファ、プラスベータ、こういうふうにするべきなのが当然ではないか、こう言つてはいいわけですか。四条二項で勝手に裁判官が、あいつは財産上の損害もない、あいつは精神上の苦痛もなかった、故意または過失もなかったということまでどんどん下げてしまふということになるのではあるまいか。

実際問題として、それでは実施状況はどうなんですか。四条二項はいろいろなことで加味をされているのですか。刑事補償の決定のあつた事例の表がここに出ておるわけですが、一人当たり補償金額がここに出ています。しかし、これは改正の日が別なものですから、上限になつておるのか、これは別なもので、一日平均がどうなつておるのか、これではちよつと見にくいのですが、実施状況と上限との関係はどうなつていますか。

○小野最高裁判所長官代理者 ただいまの点でございしますが、裁判官が認定するに当たりまして、ただいまの要件をどのように認定しているかという点につきましては、具体的な個々のことでございします。私ども十分に承知はできないわけですが、五十一年から五十五年までに決定のありましたものについて、一日当たり大体どれくらいになつておるかというところを見ますと、たとえば五十五年の場合には決定人員が六十一人おられます。この補償の総金額、これは三千八百五十九万二千二百円となつておまして、一人一日当たりの平均の金額は三千三百三十三円、こうなつておるわけでございます。

これが五十五年度に決定されました分につきましても、これは請求期間が三年間ございします。またあるいはその審理期間もあるというふうな関係でございまして、たとえば五十五年には最高が四千八百円でございしますけれども、五十三年は四千五百円である、その前は三千二百円でございます。

か、そういうふうなことでございします。どの分がどうというところはわかに言えないわけでございますが、いずれにしても、平均がそういうことで三千円を超えておるというところで、中間よりはかなり上になつておるというふうな考えでございします。

○横山委員 この表では上限との関係が必ずしも明確ではないのでありますけれども、恐らく私は上限をそのまま適用した事例は少ないのではないかと申すのです。

私が言う意味は最高裁どうお考えですか。抑留、拘禁されたら、とにかくまず日数を単純に一日幾らと決めて、それ以外は、四条の二項に各該当するものについては、事情をいれまして何千円までプラスすることができ、そういう四条二項の幅を一日当たりは幾らと定額を決めておくというところが妥当なやり方ではないかと思ひます。いかがですか。

○小野最高裁判所長官代理者 これは立法問題でございします。私どもが意見を申し上げるのは、いかかと思ひますが、いずれにいたしまして、その金額の上限と下限の幅が適当かどうかというところに結局は帰着するわけでございまして、ある拘禁がございしても、たとえば心神喪失というふうな事情で現実には最低限に近いところで処理されておるような事件もございまして、一日拘禁されておればすべて条件が同じというふうな結果としておるのかどうか、そういう点も含めて、全部諸般の情状というものを裁量によつて決する方が妥当な結論が得られるのではないかというふうな考えでございします。

○横山委員 大体、立法上「一日千円以上四千八百円以下の割合による額の補償金を交付する。千円と四千八百円という、なぜその幅をつけたのか。四条二項以外に理由があるのですか。その者が大変な金持ちであつた、あるいは貧乏人であつたという点に關係があるのですか。あるいは抑留中の他の、四条二項以外の理由があるのですか。千円と四千八百円の幅を設けている理由は何か。

○前田(宏)政府委員 結局、定額制ということでございます。先ほど来御議論のありますように、いくらでも、先ほど来御議論のありますように、いろいろな要素も一応あるわけで、定額制と言ひながら、その中で若干弾力的な運用をした方が現実的であらう、こういう考え方から上限と下限が決まつておるものとお考えのわけでございます。

上限と下限をどのように決めるかということになりますと、それは数的な問題に今度なるわけでございます。御案内のとおり、二十五年の制定當時には二百円以上四百円以下というふうな形になつておりました。その後何回か改正がございまして、上限は大体上がつておりますが、下限は上げた場合もあり上げない場合もあるというふうなことで、今回御審議いただいております法案では、下限の引き上げは行わないということと据え置くということになつております。

したがしまして、その差が大分開いてくるわけでございますけれども、千円という最低限の場合も、たとえば先ほどお話が出ましたように、心神喪失等で補償するのはどうかというふうな場合も相当あるわけで、それは千円ぐらいに据え置いた方がむしろよからうという考え方、これは引き上げないというふうなことで千円がそのままになり、片や、四千八百円は前から低過ぎるんじゃないかという御議論もございします。たゞ、むしろ従来の上げ幅よりもさらに上げ幅の大きい引き上げを今度の案では考えているというところで、上限と下限が従来よりも差がついてきている、こういう形になつておるわけでございます。

○小野最高裁判所長官代理者 私どもの方で何ら通達その他一切の基準は示しておりません。全くの裁判官の裁量によつております。

○横山委員 これはそうであれば、私はもう少しこの四条の二項と二項との關係を明白にすべきだと思ひます。抑留または拘禁を受けたら、とにかく一日幾らという心算のちよつと異常な者だとか泥酔者という問題は、私はまた別問題で議論をしようと思つておるのですけれども、少なくとも無罪だった人間は一日に幾ら、抑留ないしは拘禁を受けたものに対しては補償し、自余いろいろなその人の条件に応じてプラスアルファ、ベータをつけるということがこの補償法の骨格になるべきだ、私はそう信じておるわけでありまして。

それから第三番目に、私どもが常に主張しておりますのは、非拘禁の補償の問題であります。非拘禁ではあるけれども、警察へも行く、検事のところにへも行く、裁判所へも出頭する。それはもうこの参考資料を見ましても、まさに多いに至つては二千二百一日拘禁されておるわけですね。名古屋高裁金沢支部、殺人の問題。それから、その次が千八百日。これは拘禁日数だけでありますけれども、この間に非拘禁で実に多くの日数を費やしておると思ひます。そういう非拘禁の日数について、私ども、これは半額は負担しろと言つておるわけですが、それは一体四条の二のどこに影響を与えておるわけですか。

○前田(宏)政府委員 四条の二とおっしゃいますのは、四条二項との關係でございします。これは、四条二項の問題が入つておるのかおらないのかという質問です。

○横山委員 四つの二項の關係、四条二項の中に非拘禁の問題が入つておるのかおらないのかという質問です。

○前田(宏)政府委員 いわゆる非拘禁者に対しては補償すべきであるという御議論がございします。これは、重々承知してはいるわけでございます。その点についても前から一応の考え方を申し上げておるわけでございします。それはやはり現行の刑事補償法の基本的な考え方によるものでござい

いまして、四条二項そのものと直接関係があるというふうには実は思わないわけでございます。要するに、四条二項は拘禁する場合の要素でございますから、そのもとには、やはり抑留または拘禁によつて身柄を拘束されておった者が無罪になった場合というのが前項でございますから、いわゆる非拘禁者の補償の問題は別問題ということになるのではないかと思います。

○横山委員 そうだとすれば、よけいに非拘禁によつて受けておる財産上、精神上、得べかりし利益の問題を含めまして、非拘禁についての半額補償について、これは法改正をすべきだと思いますが、いかがですか。

○前田(宏)政府委員 先ほど申し上げましたように、非拘禁者まで補償を広げるべきかどうかという問題は、この刑事補償の基本にかかわる問題でございます。従来から御指摘も受けておりまして、その御趣旨なり理由なりはよくわかつております。

しかし、それに対しては、かねがねからそこまで広げるのはどうかという御意見をまた逆に申し上げ続けてきているわけでございまして、横山委員に改めて詳しく申し上げるまでもないかと思ひますけれども、要約して申し上げますならば、やはり刑事補償というのも損害賠償の一種である、基本的にはそういうものである、こういうことでございまして、やはり行為者の故意、過失というものが本来は要件であるはずである。しかし、身柄の拘束を受けた者が無罪になったというきわめて特殊例外の場合については、憲法の規定もあり、そういう故意、過失というものを抜きにして、いわば非常に例外的な措置として無条件で補償する、こういうのが現行の刑事補償法の刑事補償の内容でございますか、要件であるというふうに考えられてきているわけでございます。

したがひまして、非拘禁者の場合にもいろいろ不利益なり損害なりがあることは否定いたしませんけれども、それはそういう無条件の、そしてしかも定型的な補償にはなじまないもので、むしろ

原則に立ち返つて、いろいろ故意、過失を立証していただいて、それによつて国家賠償をするというものが基本ではないかと。そうしませんが、いろいろとはかの国の行為による、公権力の行為による広い意味での損害等についての補償という横並びの問題も次々に起こってくるので、なかなかそこまでは踏み切れないのじやないかというところ、さあ前々から申し上げるわけでございまして、さしあつたつてまず拘禁者の補償を充実するということが先決であらうということ、今回もその金額の引き上げということに特に重点を置いてお願いをしているというのが実情でございます。

○横山委員 国家賠償法へ逃げるのですけれど、国家賠償法は、賠償を求めるについては役人の故意または重大な過失、そういうものを立証しなければならぬのでありますから、きわめて狭い門だから、国家賠償法の方へ問題をすりかえるのは適当ではありません。

この刑事補償法を、四千八百円を七千二百円にするのでありますから、被疑者補償規程の第三条も当然改正されるでしょうね。

○前田(宏)政府委員 法律が改正になりました場合に、それに見合う規定の改正は当然することになつておりますので、今回も、この法律が改正になりました場合には、補償規程も当然にそれに見合った改正をする予定でございます。

○横山委員 被疑者補償規程の改正を当然するのでありますから、私がいま申し上げておる諸問題についても、当然検討の対象にしてもらいたいと思ひます。

補償法の第三条、「左の場合には、裁判所の健全な裁量により、補償の一部又は全部をしないことができる。本人が、捜査又は審判を誤らせらるる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作為することに、起訴、未決の抑留若しくは拘禁又は有罪の裁判を受けるに至つたものと認められる場合。常識的に見れば、これは身がわり犯人、交通事故などの身がわり犯人のことを言っているのではないかと思ひますが、その以外の

場合があり得るのですか。

○前田(宏)政府委員 三条一号の要件に当たる場合は、ただいま御指摘のとおり、身がわりという場合は、一番典型的な場合であらうと思ひます。しかし、それは交通事故に限らず、たとえば賭博であるとか殺傷犯であるとか、そういう場合にいわゆる親分子分のような関係で身がわりをするというような場合もあるわけでございまして、そういうことが一つの典型的な例であらう、そういうふうには思ひます。

また、非常に極端なことで、そういうことがあるかどうかと思ひますけれども、大きな罪を犯した者が、それと既判力が及ぶ関係にある小さな罪、これについて処罰を受けますと既判力が及んで大きな罪の処罰を免れる、こういうことにもなりますのでそういう工作をする、そのために自白をするというような場合も考え方によつては含まれてくる場合があるというふうに思つておるわけでございます。

○横山委員 おおむねこの問題は、被疑者の自白によつて、虚偽の自白をしたかあるいは他の有罪の証拠を作為したか、身がわり犯人の場合は、これはわかりやすい問題でありますから一番わかるのですけれども、そのほかの場合について私は重大な疑問を持つておるわけであります。

たとえば、ここに一例を挙げてみましょう。これは千葉大のチフス菌事件の問題であります。「自白調書に現れた「犯行方法」の変貌」、自白調書に出ているわけですね。

○四月十三日(警察)

カステラ——細菌混入液をたらした。

バナナ——細菌混入液をたらした。

カルピス——指で菌を取り、やかんの中でカルピスと混ぜた。

○四月十四日(警察)

カルピス——割りばしで菌を削り取つて、やかんの中で混ぜた。

○四月十六日(警察)

バナナ——寒天斜面培地から白金棒で削り

取り、バナナの先から三センチぐらいのところに刺した。

○四月十七日(検査官)

カステラ——培地から白金棒で削り取り、蒸溜水に溶かし、たらした。

○五月五日(検査官)

バナナ——白金棒で刺したかもしれない。

カステラ——蒸溜水に溶かし、ばらまいた。

○五月五日(検査官)

みかん——(白金棒で)刺したかもしれない。

○五月二十一日(検査官)

みかん——白金棒で菌を取り、みかんに刺したかもしれない。そのまま刺したのか、液体にして刺したのか、刺しているとしたら、そのままなのかもしれない。

○五月二十五日(検査官)

みかん——三個に菌液で刺した。

この自白調書は日によつてみんな違つていくわけですね。もちろん、警察で被疑者を調べていくということは、だんだん白状していくという過程であるからということも言えないことはないけれども、これは虚偽の自白という類型に一体なるのであるうか。

それから、四十五年十月に勧銀の大森支店で起こつた事件で犯人とされた近田才典被告、最高裁の決定で確定をした。逆転無罪の二審判決を支持したが、この自白を見ても、変転として見るわけですね。

こういうようなことを考えてみますと、これが、刑事補償法の「捜査又は審判を誤らせらるる目的で、虚偽の自白をし」ということに一体なるのであるかどうか。近田被告及びチフス菌事件その他、きょうはたくさん類型を私は持つておるわけですが、ここに言う三条の一号は、この近田被告やそのほかの者のいわゆる自白が転々として変わるということも該当するのですか。虚偽の自白になるわけですか。または他の有罪の証拠

を作したことになるのか。

○前田(宏)政府委員 いろいろな具体的な事件で、被告人の自白が時期によっていろいろと変わってくる、供述内容がいろいろ変わってくるという事は往々にあることがございますが、まづ、いわゆるチフス菌事件につきましては、御案内のとおり、一番ではそういう点も問題になりまして無罪になったわけですが、二審の東京高裁では、自白に信用性、任意性があるということでは有罪になり、最高裁でもそれが支持された、こういうことではございますので、その点については特に問題はないのじゃないかと思うわけでございます。

それから、勅諭事件につきましても、自白がいろいろと変わってきておるといふ問題が指摘されております。ただ、これも刑事補償法の三条の一号にありますが、積極的に「捜査又は審判を誤らせる目的」でしたものとこの問題もございまして、また、本人の記憶等によりましてそういう客観的には違っている供述をするという場合もあるわけではございますので、客観的に合わなかつたからといって、直ちに虚偽の自白をしたと言ふわけにもまいりませんし、その理由、目的というものを一々見なければならぬわけではございまして、そういう自白の変遷があつたからといって、刑事補償法の三条一号との関係で、ここに言う捜査、審判を誤らせる目的の虚偽の自白というふうにするのが直ちになるというものではないと考へます。

○横山委員 いまの御説明ですが、「捜査又は審判を誤らせる目的」であつたかどうかの判断は、検察官がするわけですね、あるいは裁判官がするわけですね。主たる主張は、第一判断は検察官が「捜査又は審判を誤らせる目的」であつたかどうかを判断するということになる。

それから、被疑者補償規程においても、やはり四条の三の二号で、「捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、その他有罪の証拠を作ることにし、抑留又は拘禁されるに至つたと認め

られる場合」とあり、これは「捜査又は審判を誤らせる目的で」あつたかどうか。拘留所の中で、長い期間にわたつて密室の中で取り調べられておつて、そして虚偽の自白をした、虚偽の自白をさせられた。その結果、無罪になった、あるいは虚偽の自白したのじやないか、うその自白したのじやないか、いや、させられたのです、いや、した、おまえの判がいついてある、こういう論争というのは絶え間なく続いておりますわけでありまして、この四条の三の「捜査又は審判を誤らせる目的で」と書いてあることについて、私は問題があり過ぎると思うのであります、いかがですか。

○前田(宏)政府委員 まず、補償法の三条の要件と申しますか、一号に当たるかどうかといふことの判断は裁判所が考へになることではございまして、その段階では検察官は関与しておりません。それがまず一点でございます。

それから、やはり目的でございますから、その目的に該当するかどうかといふことは、いかなる場合でも問題になると言へばなるわけではございまして、目的以外の要件につきましても、その要件に当たるかどうかといふことは、やはり一種の事実認定の問題でございますから、関係者の言ひ分が違ふといふことはございません。その場合に、やはり裁判所がいろいろな観点から御検討されて、そしてそういう目的があつたか、あるいはそれが虚偽のものであるかどうか、裁判所の公正な判断で事は決まるということでございます。

この目的をここに掲げております趣旨は、そういう場合にだけ補償をしない場合があるというふうな、補償しない場合を限定しよう、むしろそういう意味で書いてあるものというふうな思ふわけではございまして、そういう意味では、むしろ本人の権利の保護という、そちらの面があるのではないかと、いふふうにも思ふわけではございまして。

○横山委員 補償法では、第七条で「補償請求の期間」があり、そして、たしかそれを決定するま

での期間がありましたね。何条でしたか。第七條で「三年以内にしなければならぬ」と。そして、これはいつまでにその決定をしなければならぬという期間はありませんでしたか。ありません。ないですね。刑事補償法と被疑者補償規程に、請求期間と、請求をされてからそれをイェス・ノーを決定する期間の定めのないのはどうしたことでしょうか。

○前田(宏)政府委員 まず、法律の方でございますが、御指摘のように七条で、裁判確定の日から三年以内にしなければならぬというふうな限定がされております。これはまあ一種の権利と申しますか、もとはそういうことでもございまして、いつまでもそれが不確定の状態に置かれては困るというふうなこともあつて、他の場合のいろいろな補償なり給付なりの請求と同様であると思ひますけれども、一定の期限を切つてゐるものといふふうに理解されるわけではございまして。

被疑者補償規程の方は、特段の限定がございせんから、条文の上から言へばいつでもいいといふことになるわけ、むしろその方が広いと言へば広いわけではございまして。

それから一方、先ほど来御疑問といひます御指摘の、いつまでに官側といひますか、裁判所なり検察官なりがあれなければならぬかといふことについての明文の規定はございせんが、もちろん請求があつた場合にできるだけ早くしなければならぬことは当然でございまして、それはむしろ運用の問題として、関係者ができるだけ早くという精神でやること、これは当然のことであらうと考へております。

○横山委員 これは国民の権利としてある問題であり、あるいは補償についても人権の問題としてこういう規定がある以上は、請求権がいつまで存在するかという点についても法律並びに規程に明記をすべきであり、請求があつた場合には、少なくともこれはいつまでに裁定をしなければならぬ、あるいは請求を棄却しなければならぬといふことについて明白にすべきだと私は思ふのであ

ります。

いつまでものんびんだらりと、そんなえらい無実の人間を長らく済みませんでしたと言つて、検事がいろいろメンツがあるんだからしばらく待つておけとかはかつておけとか、そういうことがありやういふ問題でございまして、法律並びに規程に——これは法律の十六條ですね。「理由のあるときは、補償の決定をしなければならぬ」。規程の方においては第六條ですね。「裁定しなければならぬ」。速やかにと書いてないじやありませんか。いつまでに、少なくとも三カ月なら三カ月以内にそれを裁定しなければならぬといふふうな書くのが当然ではありませんか。

○前田(宏)政府委員 先ほど申し上げましたように、性格は同一ではございせんけれども、いろいろな補償制度あるいは給付制度といふものがあるわけではございまして、その場合に、国がいつまでにしなければならぬといふことを書いてゐる例は、どうもないのじやないかといふふうな思ふわけではございまして。(横山委員「ほかがなくたって書けばいいじやないの」と呼ぶ)それは書いても差し支えないわけではございまして、むしろ先ほど申しましたように、事柄の性質上、いつまでも横山委員がおっしゃるようには漫然とほつておくといふことが適當でないことは論ずるまでもないところではございまして、何年以内とか何カ月以内と書くよりも、それこそ可及的速やかにやるという運用の問題である。(横山委員「可及的速やかに」と書いてないよ)と呼ぶ)それこそ運用の問題でございまして、そこに問題があれば、裁判所なり私どもの方で現地を指導するなりといふことで十分是正し得る問題であらうといふふうに考へております。

○横山委員 誠意がないね、ちよつと刑事局長、答弁に誠意がないよ。可及的速やかにやつておるといつたつて、十六條も補償規程の六條も可及的速やかにとは何も書いてないのですよ。これは人権の問題なんです。だから、少なくとも法を改正して、三カ月以内

に補償の決定をしなければならぬと十六条を直す、補償規程は第六条の裁定で三カ月以内に補償裁定書ないしは補償しない裁定書、そういうものを改正してやれと言っているのですよ。もうちょっと誠意のある答弁をしてくださいよ。大臣、どうですか。

○前田(宏)政府委員 むしろ、誠意がないという御批判でございますが、先ほど来申し上げておりますことは、運用で十分気をつけなければならぬ、そういう御指摘でももしありましたらならば、(横山委員「運用の問題じゃない、法律改正を議論している」と呼ぶ)要するに法律改正の要否の問題でございますから、そういう必要があるかどうか、運用が二年も三年もはってあるというところでございしますならば、法律の規定でそれを制限しなければならぬと思ひますけれども、そういう事態にはないというふうに考えておるわけでございますので、そこまでの必要はないのじゃないかということをする申し上げておるところでございます。

○横山委員 実態がないって、あなたどうしてそんなこと言えるの。この資料の中で、請求があつてから決定まで一体どのくらいかかっているか、全部言ってください。

○小野最高裁判所長官代理者 請求から決定までの期間でございますが、一件一件申し上げるわけにはまいりませんが、昭和五十五年に決定のありました事件について見ますと、短いものでは八日になったりしております。一番長いものは三十七日というのがございます、平均では九十日、約三カ月がかかっているというところでございます。

この千三十七日、まあ三年近くかかっている事件でございますが、これはどういう事件かと申しますと、たくさん事件がございます、その一部について無罪になって確定したという事件でございます。(横山委員「この中のどれですか」と呼ぶ)五十八番でございます。(横山委員「五十八番なら強盗殺人」と呼ぶ)はい。

そういう一部無罪で、その無罪のあった一部に

ついて補償の請求がありました。有罪部分についてはずっと控訴、上告がありまして、結局この一部無罪の場合には、刑事補償法の三條の二号がございまして、これがほかの有罪の事実との関係でどういふ関係にあるか、場合によっては全部または一部を補償しないというところになりますので、その部分が、たとえば拘禁されておりましたものがほかの有罪部分の取り調べに利用されているとか、あるいはそちらの方で未決勾留日数が算入されるというような事態になりますと、補償というものの影響が出てまいります。そういう関係で、その有罪の方が果たしてどうなるのか、それが確定するまではこちらの決定ができないということと他の有罪の部分の確定を待った、こういうようなことでそうなっておるわけでございます。

○横山委員 いまの御説明のとおりだとすれば、八日ないしは三十七日、平均三カ月というふうによつておるならば、よけいに、無罪になった以上は、証拠書類その他も一切わかつておるのですから、三カ月かかる必要はないと思ひます。もっと端的に、判決書もある、資料もそろつておる、それならば、いまの併合罪のような場合は別といたしましても、もっと端的にほとんど作業が、補償の処理が無罪と同時にできるといふことになるではありませんか。

被疑者補償規程の運用状況はどうですか、補償と請求との関係。

○小野最高裁判所長官代理者 裁判所といたしましては、請求があればできる限り一生懸命努力して決定をしているということだと思います。

それで、ただ、無罪があればすぐできるじゃないかというお話でございますが、請求期間が三年間ございまして、無罪があつて、確定してすぐ請求があるとは限りませんが、かなり時期がたつてから請求があるという場合も少なくございしませんので、そういう場合には改めて確定記録を検討するということになりますので、ある程度の期間はやむを得ないかと思ひます。

○前田(宏)政府委員 被疑者補償規程の方の運用の実情でございますが、ごく例外的に三年を要した例があるということでございしたけれども、それは共犯者がございまして、その共犯者が無罪になったことから初めて補償の要否ということが問題になったという例外的な場合でございまして、それを除きますと、立件後即日と言つてもいいくらいに補償決定をいたしております。

○横山委員 いずれにいたしましても、法律並びに規程が不十分なところを私はいろいろたくさん指摘をしておるわけですが、いまの十六條並びに規程の六條について、請求から裁定ないしは補償の決定について期間を設けて、その間に迅速に処理できるように改正をされることを要望いたします。

さて、被疑者補償規程の運用状況について資料が出ていせんが、最近の状況を説明してください。

○前田(宏)政府委員 被疑者補償規程の運用状況でございますが、たとえば最近五年間、五十二年以降をとりあえず見てみますと、立件いたしました数が、五十二年から順次申しますと、四十五、百六十七、二百七、三百四十、三百四十八といふことになりました。実際に補償が行われました数は、お手元にご覧いただけますが、七、三十七、十、七、四、こゝろ数字に相なっております。金額的に申しますと、合計額でございますが、十六万七千三百円、百一十六万六千六百円、十四万八千九百円、十四万五千六百円、十六万四千七百円というふうに順次なつておるわけでございます。

○横山委員 これを見ますと驚きますね。立件件数と補償人員とがえらい違いますね。五十六年三百四十八人立件して、補償人員はわずかの四人です。そうですね。五十五年では三百四十人立件して、わずか七人。五十四年には二百七人立件して、わずか十人。五十二年百六十七人立件して、わずか三十七人。こんなに立件をしても少ないとい

うのはどういふことなのでしょう。査定が少し厳し過ぎるのじゃないの。私が指摘したような法律の精神と補償規程の精神とが違ふところから、こゝろなつておるのじゃないのですか。

○前田(宏)政府委員 そういふ御疑問をお持ちにならない前に申し上げればよかつたわけでございますけれども、たとえば五十六年の立件数三百四十八人と一番多いわけでございます。その中で心神喪失による不起訴というものが三百十五人を占めておるわけでございます。同じようなことは五十五年でも同様でございます。三百四十人中三百一人が心神喪失ということでございます。

過去におきましては、むしろ解釈上といひますか、心神喪失のものは立件しなくてもいいのじゃないかといふようなこともございまして、四十年代あるいは五十年代の前半ごろには立件してなかつたわけでございます。横山委員も御指摘になりましたような何回か前の改正の際に、立件漏れがあつてはいけないう御指摘もございまして、それに伴つて通達も出しているわけでございます。そのとき以降といひますか、立件の手続が十分とられるようになりまして、その上で数がふえているわけでございますけれども、その実態がむしろ補償不相当な事案が多いといふことが、そういう立件数と実際の補償数との差に大きく出てきているわけでございます。

○横山委員 先ほど国家賠償の問題に付言をされて、国家賠償をすればいいじゃないかといふ話が出ましたが、ここに一つの事例があります。

東京高裁五十五年五月二十八日判決、刑事事件。一審が横浜地裁、控訴審が東京高裁。

被告人は、ほか数名と共に謀の上、昭和四十八年十二月三十日横浜市の花月園競輪場内において、現金をすり取つたとして窃盗罪で起訴され、第一審の横浜地裁は懲役二年の有罪判決を言い渡したが、控訴審の東京高裁は犯罪の証明がないとして原判決を破棄し、無罪の判決を言い渡し、同判決は確定した。

刑事補償は、五十年三月八日東京高裁に請求、

三月二十四日補償決定、補償金額七十八万一千円。

国家賠償請求事件は、東京地裁から東京高裁。無罪判決を受けた本人とその妻らが、検察官には被害者の供述を軽信し、本人が犯人でないことを示す多数の証拠を看過した点に過失があり、また、捜査をした警察官には、被害者の供述調書を漫然と作成して検察官に予断を抱かせ、慎重な捜査を怠らせる端緒をつくった点に過失があるとして国及び県を被告として訴えを提起したところ、右裁判所は、本件検察官の公訴の提起、追行は違法な公権力の行使であるとして、本人及びその妻の損害の一部について国の損害賠償責任を認め、合計五百五十九万八千四百四十円を認容した。

右の判決に対し、国が控訴したが、控訴審は、被控訴人らの請求を右の限度で認容した原判決は正当であるとして、控訴棄却の判決をした。競輪場で現金をすり取った、窃盗罪で起訴された、こういう事案ですね。

そこからこちらの方は、岐阜市内においてナンバープレート二枚を窃取し、市内において普通乗用自動車一台を窃取し、四十七年一月和歌山県で、遠洋マダロ漁船に乗り込んで移動して返着する意思がないのに前借金名下に現金の交付を受けて騙取した。これに対して名古屋地裁豊橋支部が犯罪の証明がないと無罪。

国家賠償請求事件は、名古屋地裁豊橋支部へ慰謝料八十万円を請求する訴えを提起したところ、裁判所は窃盗について五十万円を認容し、詐欺については請求を棄却した。

控訴審は、検察官が被控訴人を本件各窃盗の犯人と推認し、犯罪の嫌疑が十分であって有罪判決を得る可能性があるとの心証を形成したことについては、経験則及び採証の法則上、合理的な根拠があったものと認められるとして、控訴人敗訴の部分を取り消し、被控訴人の請求を棄却した。

いろいろな事例をながめているのですけれども、この「刑事補償決定のあった事例」ですね、提出されました六十一件が「刑事補償決定のあった事例」であります。この六十一件の中で国家賠償の請求をしたのは何件ありますか。——わからなければ調べておいて、後で御報告をお願いします。

私の推論するところ、六十一件が無罪であって刑事補償の決定があった、五十五年に六十一件あった。六十一件あって、国家賠償の請求をしたものは少ないと思われるわけでありまして、国家賠償法は、いまちょっと御紹介いたしましたように、国、警察官、検察官等に間違ひがあった、重大な責任があるというこの立証というのはいさめてむずかしい。この表にありますが、被告にしてみれば、おまへはやれ傷害だ、恐喝だ、恐喝だ、放火だ、業務上過失致死だ、詐欺だと言われているのくらの迷惑を受けたかもしれないが、おまへは無罪であつた、刑事補償する、しかし、先ほどの私の第一の質問のように、法律による得べかりし利益なんか最高四千八百円だ。国から大変な損害を受けた、だから国家賠償の請求をしたところだけれども、立証責任を原告に転嫁するなんてことでは、とてもじゃないけれども国家賠償の請求ができないということの明白な事例だと私は思うわけです。この点についてどうお考えですか。

○前田(安)政府委員 国家賠償においていわゆる故意、過失を立証しなければならぬということとは事実でございまして、そこに困難を伴うということも否定するわけではございませんが、先ほど二つの事例について具体的な御紹介がございました。その一例については国家賠償が認められた例でございますし、一例については結局二審でそれが認められなかったというふうに、認められた場合と認められなかった場合と両方の例がたまたま出ているようなことでございまして、いろいろな困難も幾らかあるかと思ひますけれども、むしろそれが損害賠償制度の原則と言へば原則であるわけでございますので、この刑事補償法によって一定額納めな補償をする、そして足りない分は原則に立ち返って訴訟の形で請求をされるという形を

従来からとっており、それが現在の制度としては妥当ではないかというような感じを持つてゐるわけでございます。

その場合に、問題は、この刑事補償法による定額な補償がより充実すればおおむねその損害を補てんできる、こういう現実的なことになるわけでございます。きわめて例外的なものについてはそういう原則でお願ひをする、通常の場合はこの刑事補償法による補償で実質的にカバーできるといふことになれば、事は実質的に片づく問題でございます。その上で、そういう意味でもこの補償金額の引き上げというところに従来も努めておりましたし、また今回もぜひお願いしたい、こういうことになるわけでございます。

○横山委員 国家賠償法を改正をして——五十五年に六十一件のものがあつて、国家賠償法の請求がきわめて狭い門であるという点については、私どもとしてはつくづく残念であつて、無罪の判決を受けた人々に国家賠償法の門が大きく開かれるように不日、私どもとしては改正の提起をいたしたいと思ひます。

こういうようにこの刑事補償法が適用されるといふことは一体なぜであらうか、なぜこういう問題が起くるのであらうか。その源泉を私はいろいろ調べてみますと、要するに、本人の自由というものがあるやがて根底にある場合が非常に多いのであります。先ほど「捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自由をし、又は他の有罪の証拠を偽造することにより」といふ法律の文章を引用をいたしました。この虚偽の自由をしたのかせられたのかという点について、二、三の事例を引用して警察当局の所見を聞きたいと思ひます。

まず第一に、先般下獄をいたしました千葉のチフス事件の鈴木被告の問題であります。

ここに畑山博士の書いた「罷告——日本の裁判」という本がございまして、こればかりでなく、私はいろいろな資料をもつて千葉のチフス事件について研究をしてみました。そうして一言をもつてすれば、千葉のチフス事件は自由があるけれども証拠がない、何らの物的証拠がない、こういうことに推論をせざるを得ないのであります。先ほど引用した「自由調書に現れた「犯行方法」の変貌」について、本人の自由なるものがずいぶん変わつておる。一体なぜこんなに状況が変わつたのかということを調べてみたわけでありまして、そうしますと、この千葉のチフス事件について語るところあるいは聞きたいところ、実に多いのでありますけれども、この発端は新聞から始まつて警察が後追ひをしたということ、内部告発であること、それから千葉の病院が全く衛生状態が悪かつたこと、カルテその他が病院関係者によつて隠滅させられたこと等が特色なのであります。自由に至る過程というものをちよつと引用をします。

鈴木美夫、大矢房治は強盗殺人犯を落とすべテランとかで、八、九十キロに見える巨魁の持主。日色義忠は瘦せて神経質をうだつた。それが目の前に二人立ち、日色が後に立つて、「さあしやべれ。さあ聞くべえ」「さあさ」「ばかやろ」「おれたちは強盗、強盗みんな落としてきたんだ」とたてつづけにどなる。

充は、被告です。

充は、葛城病院に二十四日間、強制入院させられ、菌検出検査の名目で食事制限されていた直後だったので、ひどく疲れていた。そこへもつてきて、耳もとで手メガホンを作つて「さあしやべれ」とやられるのです。つかり憔悴してしまつた。

黙秘すると、日色も前にまわり、三人でぐいぐい机を押して壁に押しつけられた。

「取調べの三人が最も嫌つたのは黙秘なんです。恥かしい話ですが、机を押つけられて何度も脱糞してしまいました。そして、糞まみれの下着をはいたまま責められるのです」

充は言う。「しやべらなければ、手錠をはめたまま千葉

大や地元の下古城を引き回してやる。実地検証という名目でやるんだ、と言ひのです」

「お前がいくら弁護士を頼りにしても役に立たない、あいつらは弁護士として家屋敷み取ってゆく、身ぐるみはがされてしまうんだぞ、とも言われた。」

それから、その次になりまして、

取調べは、連日朝早くから夜遅くまで行なわれた。「他の証人はこう言っているぞ」と言つて調書のようなものを読んできかされたこともあった。それを聞いてみると、味方だと思つていた親類、友人までみんな自分を疑つて見ているようだった。

「両親が週刊誌に『早く自供せよ』という手記を書いてるぞ。写真も出てるぞ、ほら。本当は山岡検事に怒られるのだが、特別に見せてやる」といつて、遠くから見せられる。記事のところはわざと手で隠されていて見えないのだが、写真は確かに両親の写真だ。(ちなみに、当時、そのような内容の週刊誌はない)

取調べ室の真向かいのドアがだんだんかすれて見えてくる。しかも、あのドアを開けることが出来ても、その先はさらに遠いのだ、外界は千里も離れているのだ、そう思うとどうしようもない無力感にとらえられてくる。

「あの気持だけは、入れられた者しか絶対に分かりません」

逮捕後七日目の四十一年四月十三日。

「おめえ、やつたらう。やつたと言え。やつた。やつた。やつた」

またしても手メガホンの大音声。

「ふりかたたらう」「刺したらう」「土屋さんは白金棒でやつたと言ってるぞ」

その日は取調べの刑事は四人いた。

充がいつまでも黙っていると、とつぜん相手は口調を変えた。

「ところで、川鉄には従業員は何人ぐらいいるかね」

事件とはまるで関係ないことだと思つて答え

る。

「さあ、何人ぐらいですか」

「ところで、あれをやつたらう」

相手は訊く。

また口をつぐむ。

「今までしゃべっていたのに、なぜ急にしゃべり止める。しゃべれなくなったのは、やつたんだらう。やつたと言え」

充はなお黙っている。

「ふりかかる火の粉を払えると思うのか。さあ言え」

たまたまかけるようにまた言われる。

朝からえんえんとそれをやられて、充はもうろうとしていた。時間が何時ごろなのかも分からなかった。とつぜん外へ出て行つて戻つてきた鈴木美夫警部が妙なことを言った。

「今情報が入つた。今、君の両親が社会にあって自殺しようとしている。堀内十助夫婦が助けにとんでいる。日色刑事もついている。おめえが自白しないからだ。おめえは、こんな中に入っているから知らねえが、父親と母親が今テレビの画面に出て大変なことになつてんだ」

「おめえがやつたつてことになんない、自殺するんだぞ。え、鈴木、何とか言え。返事しろ。やつたつてことにすれば、すぐ向こうへ連絡する。そうすれば自殺が防げるんだ」

「……」

「カステラ事件認めろ。それで両親が助かるんだ。親が死んだら元も子もなくなるんだ」

「……」

「動機に出てるおめえのかあちゃんの立場もちゃんと勤めやすくしてやる。さ、認めろ」

充は連日の取調べの中でとうにふだんの判断力を失くしていた。ささやかなカステラ事件一つ認めれば、この場が収まるなら、ふと思つてしまったと充は言う。

「さあ返事しろ。鈴木」

「はい」

思わず充は答えていた。

「よし。聞いたぞ。今の言葉で三人が聞いたぞ。記録したぞ。これが何よりの証拠だ。さあ先を聞くべえ」

父親の証言によるとその日の深夜三時頃、小山町下古城の充の実家では、年老いた両親が、日色義忠の訪問を受けていた。

その家の中で寝ていた両親は表の戸をドンドンと叩く音に目を覚ました。

「千葉中央署の日色という者が、充君から頼まれてきたのです」

日色は言った。

「本人は今自白しそうな気持になつていますが、親がショックを受けて自殺するかも知れないのです。安心して自白するように一筆書いてもらいたい」

そして充からの言伝として、

○子どもは医者にて育ててほしい。

○親の面倒は取がみる。

○三越から買った背広を差し入れてほしい。

その三点を伝えた。

日色は「早く本当のことを言つて楽になれ」と書くように、繁に言つた。が、繁は「こつちは元氣だから心配する必要はない」と書いた。

母親が立つて前庭に出て、充の丹精している花を一茎折り、「これを息子に届けてください」と警部補に託した。

これを読みまして、私も留置場なりどっかに入つておつた人の心境を数人から聞きましたが、留置場における者の心理、警察の調べの仕方、そういうものをまことに如実に感得いたします。

先般、私の名古屋でビジネスホテルの若い経営者が売春あつせん行為をしたということで二十日間入りました。母親がやつてまいりまして、私のところは実際そういうことはしておりません、こういうことなんです、あんまがパンマだったわけですね。そのパンマであることは事実らしいのですけれども、ビジネスホテルとしてはそれがパンマをしたのかどうかは本当に知らないと言つて

おつたわけですが、その取り調べの状況を見ますと、新聞に出たからおまえの子供が学校で何と言われているか知つていらっしゃる、おまえのところはパンパン宿と友達に言われておるぞ、おまえがゲロしないならばおまえのお袋も、これが七十幾つですか、二十日間引張つてやるべえ、こういうことを言われて、自分としてはそんなパンマだといふことの確認もしていないし、そんなことは自分としてはあつかり知らぬことであるけれども、まあやつたかもしれない、パンマであつたかもしれないと言わざるを得なかった。そう見ろ、そういうことを承知の上でやつたんだらう、あつせんしたのだらうというところへ追い込まれた。

そこへ行くまでの二十日間の留置場における密室の取り調べというものの、本当に自分としても大変な体験をいたしました、こういうことを私に告白したわけですが、このチラス事件の取り調べの事案について警察庁はどんな感懐を持っておりますか。

○仁平説明員 千葉大のチラス事件につきましては、ことし五月二十五日に最高裁で上告棄却の決定がなされまして、第二審の有罪判決が支持されたことは御承知のとおりでございます。この第二審判決におきましては、自由の任意性及び信用性を認めておるわけでありまして、そういう意味では、警察の取り調べに特に行き過ぎがあつたという指摘はなされておらないわけでありまして。

この事件は、先生も御指摘になられましたように、新聞先行の事件であつたとか内部告発事件であつたとか、さらには証拠の隠滅がなされておつたとか、また事件そのものが細菌学という非常に専門的な領域の犯行であつたというふうなことから、被告人から取り調べによつて聞き出す以外に方法がなかったという性格の事案であらうと思ひます。したがらしまして、取り調べもむしろ被告人から教えられるが調べたというふうな状況でありまして、いろいろ問題はあつたわけでありましてけれども、全体として供述には任意性、信用性があ

ると認められておるわけでありまして、警察として特に問題があったというふうには考えておりません。

○横山委員 いま下獄をして再審の請求の準備をいたしておるのですけれども、あなたもいま問わず語りにおっしゃったように、要するに細菌学の非常にむずかしい問題なんだ。要するに、それは私の言うように自由だけで、本人がカステラなりバナナの中へ混入した事実関係の証拠は何にもない、本当に何にもない、こういう奇怪な事案である。事件なのである。チフスが各所で発生をした、そのチフスの発生場所を尋ねてみると鈴木充が歩いておる。逆に言えば、鈴木充が歩いた、方々歩いておるのですけれども、鈴木とチフスの発生したところだけをどんどん押さえていったということなんで、鈴木充が歩いていないところにもチフスは発生しておる。そして、千葉大の病院施設というものはこの事件によって大改革をなされて、自來水とチフスがやまつたということなんであります。

私は鈴木充に下獄前に二回ばかり会ったわけでありまして、私はこの種の問題について犯人であるかというのを断定するのは避けたいと思ふのです。しかし、いずれにしても、あらゆる千葉大チフス事件についての資料を私も持つてみまして、検察陣にあるいは判決にどういふものが物的な証拠であるか、私なりに見ています。学理的なことは私にはよくわかりません。わかりませんけれども、物的な証拠は何かと調べてみましたところ、何にもないんですね。何にもない。ここがこの千葉のチフス事件、要するに自由だけ。

で、自分をなぞしたか、自分の罪でない、そんなことはした覚えがない自分をどうしてしたのかというの、私がことごとく本人を追及したところなんです。いまは畑山さんの資料をもつてやったのですが、上告趣意書からいろいろなもの全部ここにあるわけですから、まことに何の証拠もないという奇怪な事案であります。私は、そういう点では、いま引用いたしました

た自由を追い込んだ状況というものが、ちょっと寒けのするような気分を覚えざるを得ないのであります。

次は、四十二年にありました名古屋の風天会事件であります。

四十二年六月十二日夜に、半田警察署で彦坂という巡査を、突然若い者が警察にやつてきて殺した。それで警察は、警察署の中で警官が殺されたという大騒動になりました。捜査本部もセッティングをいたしまして、あらゆる努力をいたしました。新聞でも大変な騒ぎになりました。そして、一週間後に山本組長以下隠れた者を含めると十三人(該当者七人)、六月十九日まで逮捕。市内に分散留置。七月上旬まで自供しない。十三人とも自供しない。それから、七月末から八月上旬にわたつて全員が自供が續く。犯行を認める上申書を出した。自供調書を出したという。八月五日ごろに次々と自供を始めたという。十月初めに一人まだ自供しない。凶器が見つからない。十二月十五日ですが、県議会で県警本部長は、この七人を含む十三人の風天会の殺人と発表。そして十二月二十日、最後の本多供述書がとられる。そして、新聞は一斉に風天会の犯罪として報道をしたわけでありまして。ところが、十二月二十一日夜に、Kという少年がふろしきを抱えて、物的証拠である背広とやすりを持って警察へ来て、私がやつたと言つた、簡単に言うそうというのであります。この半田警察署の風天会事件というものは、もう地方においては一世を轟動させたような大事件でありました。

そして、私がいますと改めて調べていたわけでありまして、警察内部にも意見の違いがあった。いわゆるデカといいますが、本場に昔からやつていた下積み刑事は、二十四時間調べておれば、こいつがシロカクロカ大体おれはわかる、これはシロだ、風天会じゃねえということではない。人がんばつた人もあるけれども、県警本部は、風天会だ、ゲロさせろ、どんなことがあつてもゲロさせろという命令で、名前をいろいろ挙げるのは

省略をいたしますけれども、これはもう愛知県警の一大チヨンボであります。

いまでもこの七人が供述した自白調書があるはずでございますが、御存じでございますか。自分がやりませんが、自白調書があるはず。警察にあるのか地検にあるのか、知りませんけれども、それがあるはずであります。この風天会事件についてどうお考えでございますか。その自白調書はどうなつておるのでしょうか。

○仁平説明員 この風天会事件につきましては、先生からも御説明ございましたように、捜査の結果、風天会関係被疑者を犯人と認定し、送致いたしましたところ、後日真犯人が名のり出まして、犯人誤認が判明した事案であります。この風天会関係被疑者を犯人と認定いたしました事情は、事件の前夜に、別の事件で警察に逮捕されました仲間を奪還すべく半田警察署を襲撃しようとしたこと、また偵察をしたという事実があつたというところからであります。

また、その真犯人があらわれたわけでございますが、真犯人の供述によりますと、実は真犯人もその仲間が逮捕されたと思ひ込んで、これを奪還すべく半田警察署を襲撃しようとした、それで本件犯行を犯したということでありまして、風天会関係被疑者らの襲撃計画と偶然にも一致していたという大変希有なケースであつたと思ふわけでありまして。

こういうことから、風天会関係被疑者に対して、これはある程度厳しい追及が行われたことと思ひますが、当時愛知県警察の方について調査いたしました、自白を強制したという事実はないという報告を受けておるわけでありまして。しかし、結果的に見ますと、犯人を誤認したわけでありまして。これは初期段階における基礎捜査が徹底を欠いていたということ、殺害された警察官の供述を過信してしまつたこと等、いろいろ問題があるわけでありまして、警察といたしましてはこのケースは大変遺憾であつたと思つておるわけであり

ります。

それから、このときの被疑者の供述調書につきましては、多分検察庁に送つておると思ひますが、写しは警察にも保管されておると思ひます。

○横山委員 四十五年には、やはり名古屋で公安スパイ事件が勃発しております。これも語るところ実に長いのでありますが、結局は、ある女性を警察がスパイとして利用して、最後は突つ放した横井久子という女性の問題があります。

それから、同じく四十五年に、豊橋の親子三人殺し事件があります。これも警察のチヨンボと言ふことができます。

数々の事例を私が引用してみますと、今度の勸銀大森事件、行員強盗殺人事件、近田被告の無罪確定に関連して、やはりなぜ近田が自白したか。無罪の者が、無実の者が、近田がなぜ自白したかという点に懸念ざるを得ないのであります。

最高裁が二審の無罪判決を支持し、検察側の上告を棄却したわけでありまして、「取り調べは苛烈で、任意性にも疑いがある。科学的な捜査への徹底を欠き、自白偏重に陥つたうらみがあることはまことに遺憾」という批判をしておること御存じのとおりであります。

「委員長退席、中川(秀)委員長代理着席」「自白には不合理な点や客観的証拠と合わない点が見られ、信用できない」と突つ放しておるわけでありまして。これは一体どういうふうに考えたらいいいでしょうか。伊藤次長検事は、「やむを得ない。最高裁として十分検討したうえでの結論だろうと思ふ。私としては、今後の問題として、控訴審における取り組みを強化していかなければならないと考えている。」と語つておるわけであり

ます。ここで伺ひたいのは、この「事実誤認などの法定外の理由で検察が最高裁に上告した例は、過去にも八海、松川、幸浦事件など、いくつもあるが、そうした例外的な上告は本来、極限的な場合に限るべきである。検察上告は近田さんの苦痛に三年余の無用の時間をつけ加えた。検察は上

愛知県だけがなぜこんな——とにかく何でもやれ、点数をたくさんとらなければわが警察署の名誉にかかわるといって、督促をしておるようなもの

おるのですけれども、中村区を回ったんですよ。トルコもある、暴力団もおるわけです。そこで、商店街の人たちがここの改造をする、

は来たそうですが、いずれにしても、稲川理事長の言い分は、「警察に対する暴力追放の要望書を作って住民一丸となって環境浄化運動を進めてい

理会社がそういう者を入居せしめたということが判明いたしましたので、本人としては、ただいま先生も御説明でございますように、従来から警察はそう

いった場合に住民と一緒に暴行団の排除の運動をしております関係から、これはよろしくないということ、これは個人の問題でもございませうので、その奥さんみずから暴力団の排除を要求する民事の訴訟も提起をして、何とか暴力団を排除して住民の要望にもこたえる、また自分も姿勢を正そう、こういう努力をしているわけでございまして、こういった暴力団を排除していくという事は、今後とも必ず実行させるように指導をしてまいりたいというふうに思っております。

○横山委員 点数制度をやめさせる。点数はやめさせる。

○森田説明員 点数制度という名前には該当しないと思いますが、その内容につきましてもよく吟味をしまして、まだ私も正確に見ておるわけではございませんが、そのものにつきましても運用状況等もよく見まして検討してみたいと思っております。

○横山委員 きょう私が問題をさらに突っ込んだ問題があるのです。豊明市の問題についてまだこれからのつもりだということ、そんな気持ちもないのかどうかを一つつけられておると思うのですけれども、これは警察内部に少し問題があるのです、私の承知する限り。この豊明市汚職の関係者、公職者を含めた関係者とそれから署長ベースと親戚関係にあるのです。私はこれ以上言いませんけれども、これはつけられた問題です。針小棒大につくられた問題です。それによつて、もう大変な、長年勤めた助役なんかは次の市長に立候補する候補者だったが、政争の具に供せられたとつばら評判にされている。その政争の具の根底にあるものが、関係者と警察のトップ——トップといつても果敢にやありませんが、トップの皆さんと縁戚関係にある。そんなことはあちらこちらでさやかれてることなんです。そして、これでもうある意味の目的は達したわけですね。助役はもうやめて、退職金も棒に振った。これで見ますと、採用試験で有利な取り計らいをしたというので五十万円を受け取った。それから、公共工事に浦野設計から金を十万円だそうで

すが、もらった。五十万円が、十万円が本当かどうか、真相はわからないのですけれども、それだけに値するほどの大問題であつたかどうか。そういうことの中の陰には政争の具に警察が利用されておるといふのが議会内外のものつばらの評判なんだ。これは県議会からあるいは豊明市議会から、もつばらの評判なんですよ。

あなたは、そんなことまでおれは知らぬとおっしゃるかも知れぬけれども、そういうようなところにこの問題があつて、しかも、おまえは採用のときに金ももらったろう、いや、罪がない、どうもおかしいで、嫌疑十分だから釈放。そして表門で待つておつて、おまえは今度公共工事設計士から十万円もらったじゃないか、もう一遍引く張る。またそれも嫌疑十分で不起訴。こういうような大問題にどうして一体なる大事件であらうか。だから、県警捜査に汚点だと新聞が書くのはあたりまえのことなんだ。そのあたりまえのことに岡崎警察署は満点ももらった。百点ももらった。すます取の上へ泥を塗つたようなものだ。そんなばかんなことをやつておる刑事部長が、自分の女房の買ったマンションに組の事務所を上に下に、も両方とも住まわせて、私は知らなんだ、女房のやつたことだ、租税対策だで済むと思ひますか、こんなこと。言語道断ですよ。

こういうことになるのですから、一体昔は刑事部長というものは下からずつとなつていった人が刑事部長になつたものだ。このごろは警察庁お声のかりの学士さんのおいでになる。いわゆる近代捜査をおやりになるということだそうですが、近代捜査をおやりになるのもいいけれども、ここまで来ますと、下の方からいわゆる下積みで一生懸命やつておつた人間が、風天会は、あれは間違つておると言う。岡崎の三人殺しも、あれもやり方が間違つておると言う。そういうような下積みの一生懸命やつておる人が、やめてから内部告発しているのです。私のところにも来ましたがね、ところが、おれは何ば言つたつて、上から、出る、

取つてこい、何やつておるのだ、そんならことんまでやつてみると言われれば、しようがないからやつておつたがね、こういうことなんですよ。そのところは、刑事部長が警察庁お返し回しの人がいいのか、ときには下から積み上げてきた人を刑事部長にした方がいいのか、どつちも私は断定はしませんけれども、もう少しどこか考えた方がいいのじゃないか。そんな点数制度で成績を上げさせる、みんなその気にさせるというのは、明治時代じゃありませんか。大正時代じゃありませんか。そんなことは私はやらせるべきじゃないと思うのです。

きょうは、私のもつばら焦点としましたのは、警察の中における自由の問題であります。代用監獄の中における自由の問題であります。虚偽の自由をせざるを得ないような状況をつくり上げておる状況を幾つか摘出した次第なんです。これはまた次の国会にでも監獄法のときにいろいろな材料を取り上げて申し上げたいと思つておりますけれども、これは警察としてチヨンボが續いておりますから、十分ひとつ考え直してもらいたいと思ひますが、もう一遍お答えを願ひたい。県警によく言つてちょうだい。点数はやめる、マンションはもう処分しろ。そうでなければ首だ。

○森田説明員 いま御指摘のように、捜査というものはやはりきちんと最後までつばらに事件として成り立つて、初めて評価をされるわけでございますから、いかに一生懸命やりましても、最後がらつばでなければならぬというのには御指摘のとおりでございます。今後とも捜査というものは、よく詰めて、つばらに評価されるような事件をやるように、県警に対して指導をしてまいりたい、かように思つております。

○横山委員 終わります。

○羽田野委員長 午後一時再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時一分開議

○羽田野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岡田正勝君。

○岡田(正)委員 警察庁の方、お越しいただいておりますか。それでは、警察庁の方から先にちよつとお尋ねをいたしますが、犯罪被害者等給付金支給法というのでございまして、五十六年の一月から実施をされておるわけですが、その実施の状況につきまして御説明願ひたいと思ひます。

○福永説明員 お答えいたします。

同法は、先生御指摘のとおり、五十六年の一月一日から施行されたわけでございまして、以来一年七ヶ月経過いたしました。この間に百九十一名につきまして給付金を支給しております。金額総額では約三億九千万円になります。したがいましめて、一申請者当たりで割り返しますと約二百万円、こういう状況でございます。

○岡田(正)委員 続いてお尋ねをいたしますが、この給付金の給付額ですね、これを引き上げるといふような御計画はございませんか。

○福永説明員 お答えいたします。

実は、本年の四月に上限を約五割引き上げたところでございます。

○岡田(正)委員 次に、いままでの実績の中におきまして、最高の支払い額といふことが給付額といふんですか、その実例をひとつ御披露いただきたいと思ひます。

○福永説明員 いま申し上げました改正を行う前の事例でございますが、八百五十五万七千二百円を支給いたしましたのが、いままでの最高の事例でございます。

○岡田(正)委員 一部、これは私の聞き違いかわかりませんが、何か千百万というような実例があつたのではございませんか。

○福永説明員 御指摘の例は、一事件で複数の被害者があつた例ではないかと思ひます。

○岡田(正)委員 どうも警察庁の方、ありがとうございます。結構です。

それでは次に、大臣もしくはその他の方からお答えいただきたいと思いますが、私は素人によくわからぬのでありますが、この刑事補償法の補償、それからまた保障、それから国家賠償法における賠償という言葉がしきりに出てくるわけでありまして、この刑事補償法で言います補償という意味をひとつ解説して聞かしていただきたいのであります。

○前田(宏)政府委員 正確なお答えができるかどうかと思ひますが、性格的には損害賠償の一種だということになるかと思ひますので、性質は賠償だと思ひますけれども、国家補償あるいは刑事補償というときには、補償という言葉を使っております。これはやはり国の公権力の行使といひますか、そういうことによつて被害を受けたといひますか、そういう場合に、国としてその被害の損害の補てんをするといひ、その補てんの意味もあるというふうなことから、補償という言葉が使われることになったのではないかと、ううに理解しておるわけでございます。

○岡田(正)委員 ということになりますと、この刑事補償法の中におきます千円から四千八百円までというものの上限だけを七千二百円に引き上げようという、その七千二百円というのは一体どこから出てくるのですか、その根拠は。

○前田(宏)政府委員 確かに、無罪あるいはこれに準ずるような判決を受けた方が身柄の拘束を受けていたという場合の補償でございますから、幾らが適当かということになりますと、それはもういろいろな考え方があるかと思ひます。そこで、昭和二十五年に制定された当時は、二百円以上四百円以下ということであつたと思ひますが、それも戦前の法律を参考にしながら決めたやうになつてゐるわけでございます。科学的にといひますか、非常に細かい計算をして、これがこゝういふ数字だということじゃなくて、やはりある意味の達観と申しますか、そういうことから一応の金額が決まつたんだらうと言わざるを得ないわけでございます。

しかし、その後のいろいろと経済事情の変動等もございまして、この補償はいわゆる損害額の全額を補償するというほどのものではございませぬけれども、やはり賃金であるとか物価であるとか、そういう問題が一つの算定の参考にはなるわけございまして、そういうことから、何回かにわたつて、そういう経済事情といひますか、経済の変動を考慮しながら引き上げを行つてきたわけでございます。その結果、現在最高上限が四千八百円といふことになつてゐるわけでございます。大ざつぱに申しまして、一年おきの場合もございまして、数年おきの場合もございまして、それはそういう物価あるいは賃金の変動といふものをにらみながら、予算事情もございまして決めていっているわけでございます。従来は、前回の賃金なり物価の状況と今回改正をする場合のその間の変動、アップ率と申しますか、それを考慮に入れて、前回の金額にそういう率を掛けるというやり方を何回か続けてきておるわけでございます。

今回も基本的にはそういう経済事情といふものを参考として引き上げるという考え方それ自体は変わつていないわけでございますけれども、従来から国会等におきまして、この金額は低きに過ぎるのじやないか、何とかもう少し上げることはできないか、こういう御意見、御指摘もあつたわけでございますので、今回の改正案におきましては、むしろ制定当初にさかのぼつて、それから経済事情の変動といふものをもう一度見直したらどうだろうか、こういう考え方を最高裁と私どもとの間で事前にいろいろと御連絡申し上げて準備をしたわけでございます。そういう形で財政当局とも折衝したわけでございます。その間の事情は最高裁の方から申し上げた方がいひかと思ひますけれども、そういう見直しをいたしまして、その方が従来のように前回の差をアップ率とするよりもいゝわはるかに有利であるといひますか、アップ率が高くなる。こういうことになりましたので、今回のような、制定当初からのアップ率といふものを掛けて四千八百円が七千二百円にな

る、逆から言ひますと五割アップといふような形になるわけでありまして、従来にないアップ率といふふうになるわけでありまして、

○岡田(正)委員 最高裁の方は、以上申し上げたやうなことでございまして、

○小野最高裁判所長官代理者 いま前田刑事局長がおつしやつたとおりでございまして、従来からこの上限が少し低きに失するんじゃないかといひ御指摘を受けておりまして、秋どもといたしましても、財政事情の厳しい折ではございましてけれども、何とかしなければいけない、こういうことで、いままでの上昇率を見てまいりますと、当初と、途中で何回か上がつてまいります場合の労働者の平均賃金でありましてあるいは物価といふものを参考にしてゐる点では同じなのでございまして、その取り入れてゐる中身が多少違ふ。たとえば、当初は常用労働者の賃金といふものを基準にしておりまして、その途中ではそれ以外の要素も入れて平均賃金を出して、その上昇率を考へておつた。また物価の方も、いろいろな卸売物価等を平均いたしました。それで物価の上昇といふやうなことを考へてゐた時代がございまして、そういうことからいひますと、当初この制度が発足いたしました決めた額との間にかなり差が出てまいつたといふことでございますので、今回はひとつ当初のものに、当初予定しておりました常用労働者の上昇率と物価上昇率といふものを平均いたしました。その倍数を掛けてちやうど七千二百円という額が出たわけでございます。

○岡田(正)委員 大臣、ちよつと大臣のお考えを聞かしていただきたいと思ひますが、さつき警察庁の方に来ていただきましたのはほかでもないのですが、さつきの犯罪被害者の給付金言うならば国から、いや、気の毒でしたというお見舞い金みたいなものですね、性格といたしましては、それがいままでの実績、一年七カ月くらい

の実績を見ましても、大体一人頭平均二百万くらいにはなつてゐる、こゝういふ状態でありまして、ところが、こゝで刑事事件で身柄を拘束されたといふやうな人が、先般の質問のやりとりの中でお聞きいたしますと、無罪になるということはまづ日本の場合には〇・〇一％くらいといふのでありますから、一万人に一件といふやうな状態で無罪になる。これは世界の人種どれも一緒でしやうけれども、特に恥を知る日本人といひましては、逮捕されたといふだけでも大変なショックを受け、社会的な名声に大変な傷がつく。しかもそれが拘禁をされたと言へばなおさらのことであり、財産上の損害といふものも相当なものだと思ひるのであります。さらに、弁護人を頼んだり、いろいろなことに相当な金を使わなければならぬと思ひのであります。

その結果におきまして無罪といふことになつた場合、そのいゝゆる拘禁あるいは抑留しておつた期間について補償する金額といふのが、今度上げつても七千二百円、過去の事例を見てみましても、調査室からいひださした資料を拝見いたしましたも、これは入つておつた日数によつて違ふのでありますけれども、大体二百万くらいが最高といふやうな辺でございまして、普通の場合には大体何十万単位、こゝういふ状態でありまして、これで果たして、言葉遣いがいかどうかわかりませんが、バランスがとれてゐると思ひますか。大臣、どう思われますか。

○坂田国務大臣 これは、私の感じを申し上げることはかえつてバランスを失することになるんじゃないかといふふうに思ひますので、従来刑事局長が答弁してまいりましたことで御了解を願ひたいといふふうに思ひます。

○岡田(正)委員 いまの私の質問、刑事局長からと最高裁の方から同様に答へていただきたいと思ひます。

○前田(宏)政府委員 いわゆる犯罪被害者に対します給付金の場合、極端に言へば殺されたとか重傷を負つたとか、そういう場合ももちろん入つ

ているわけでございますので、直ちに比較していかどうかという問題が実はもとにあるんじゃないかというふうに思うわけでございます。そういうわけでございます。内容が違ふわけでございますから、どうも両方並べてどちらがどうかということも果たしていかかと思うわけでございます。

むしろ犯罪被害者の方についても、もつと金額を上げるべきじゃないかという御意見ももちろんあるわけでございますし、またこの刑事補償の方につきましても、いま御指摘のようにこの程度で足りるのかという御意見はもちろんあるわけでございます。私もどなたも申し上げては、できるだけこの金額を引き上げていきたいということで及ばずながら努力をしているつもりでございます。今後一層この補償の充実ということには努めてまいりたいというように考えておる次第でございます。

○小野最高裁判所長官代理者 この額が妥当な額であるかどうかにつきましては、いろいろお考えもあるかと思いますが、とにかくこういう財政事情の厳しい折でもございます。何とか少しでもというふうなことで、今回は五〇％アップをさせていただいたわけでございます。私どももいたしましては、ただいまのところできる限りの努力をいたした、そういうつもりでございます。

○岡田(正)委員 これは刑事局長にお尋ねをしたと思います。下限の金額は据え置きになつていますが、どうもちょっとのみ込めませんので、なぜ千円で据え置きなのか、その点をひとつ御説明いただきたいと思います。それから一つは、心神喪失のゆえに無罪になりました方で、その人たちの補償というのはいくらでやっておるのかわかりますか。実績としてはもっと低い金額、一日当たりが千円ではなくて、たとえば六百円というのがあるのではありませんか。

○前田(宏)政府委員 下限の千円は今回引き上げをしない、つまり据え置きということをお願いをしておるわけでございます。従来、何回かの改正

の際に下限も引き上げてきた場合もございます。しかし、引き上げていない場合もございます。今回は引き上げていないというわけでございます。この点につきましては、これまでいろいろな申し上げておりましたが、やはり裁判所の判断でその事案にふさわしい金額が定められるべきであらうというのが基本でございます。この刑事補償法による補償は性格的に一種の定額補償でございます。ですから、その中に若干のニュアンスといいますが、幅を持たした方がいいたるうということ、上限、下限というものがあつたわけでございます。当初は二百円以上四百円以下ということであつたわけでございますが、その後何回か改正がありまして、その幅が近くなつたり遠くなつたりというふうなことになるおそれ、特に今回のように上限が七千二百円になりまして、下限が千円というところにいたしました。相当な幅があるように見えるわけでございますが、性格は定額だということとは変わつていないわけでございます。冒頭申しましたように、そのある程度の幅の中で事案に応じた適当な金額というものを裁判所が決められる、こういう仕組みになつておるわけでございます。従来、実情を見ますと、主として先ほど御指摘のありました心神喪失による無罪の場合が多いわけでございますけれども、それが下限の方に集中して行われておる、こういうことでございまして、そういうことから千円はやはり据え置く方がむしろ妥当ではないかというふうな考えをたつておるわけでございます。

なぜかと申しますと、心神喪失の場合、結論的には無罪でございますけれども、現に犯罪に当たる行為をしておるわけでございます。その結果被害者の方を殺しているという場合もあるわけでございます。したがって、いわゆる無実というわけではなくて、法律上、刑法上無罪ということでございます。一般常識からいいますと、いわゆる無実の際には補償すべきであるけれども、むしろこういう場合に補償するのはどうか、現

に人を殺しているではないかという御議論もあつて、現にそれはすべきでないという強い御主張も一部にはあるわけでございます。しかし憲法で、およそ無罪の場合には補償すべきであるという大原則が出ておるものでございまして、心神喪失の場合だけを特に除くということ、これも不可能ではないと思つておるわけでございます。この場合も一応含めようかというふうなことで、この場合も一応含めよう。含めるといいますと、先ほど申しましたようにそういう場合までやるのかという御議論もあるわけでございます。むしろそういうものは最低のところで補償した方が一般の方にも御納得いただけるのではないか、こういう理解でございます。まして、そういうことから、主としてそういう実情でございますので、下限の方はむしろ引き上げない方がいよいよ国民感情等にも合うんじゃないかというところでございまして。

なお、心神喪失による無罪の場合にどういう補償が実際に行われておるかというところは、最高裁判所の方からお答えいただいた方がよいと思つて、法律上千円以上となつておりますから、それ以下ということはないわけだと思つて。

○小野最高裁判所長官代理者 心神喪失等を理由とした無罪になりました者の刑事補償でございますが、昭和五十一年から昭和五十六年までに二十件ございます。そのうちの七件がその当時の最低の額で賄われております。その他の十三件は多少上回るわけでございますが、大体八百円の最低のところと千五百円というものが七件、千円の最低のときに千五百円が二件、それから千円の最下限のときに千二百円が一件、そういうことでございまして、中間的なものが二件、それから六百円から二千二百円までの場合で二千二百円、最高をやつたというのが一件ございます。大体はただいま申しましたとおり下限に近いところでやっております。下線を割るというところは、法律上もできないことじゃないかというふうに考えます。

○岡田(正)委員 無罪が判定されたときに補償するこの補償というのは、どういう手続で決るのか、めるんですか。

○小野最高裁判所長官代理者 これはその請求がありますと、その事件が配項になりまして、その裁判所が記録を検討いたしまして、諸般の事情を考慮して幾らの額が適当であるということを決するわけでございます。

○岡田(正)委員 今回七千二百円に上限を引き上げますね。その引き上げをするに伴いまして、被害者の補償規程というものはあるはずですが、その引き上げはされるんですか。もしするとならば、いつごろの予定なんですか。

○前田(宏)政府委員 従来から、刑事補償法の改正でこの金額が引き上げになりますと、それと同様な改正を被害者補償規程につきまして行つていくところでございます。したがって、この法案を御可決いただきました場合には、その実施に合わせるようにこの被害者補償規程も改正する予定でございます。

○岡田(正)委員 非拘禁者の場合につきまして、補償はなぜやらないのでしょうか。

○前田(宏)政府委員 なぜやらないのかというお尋ねでございます。何か特にやらないように考へておられるとされるかもしれませんが、そういうことでも実はないわけでございます。毎々申し上げておるところでございますけれども、本来、冒頭にもお尋ねがございましたように、この刑事補償というのはいくつかの損害賠償であるという理解だと思つて。そうしますと、民事的な考え方からいいますと、行為者、この場合は公務員ということになるかと思つて、その故意、過失というものが不法行為の要件でございますから、それがある場合に損害賠償というものが初めて行われるというのが基本だといふふうに理解をされるわけでございます。しかしながら、この刑事補償法ではそういう行為者の故意、過失というものを論じませんで、無罪になつた場合に、その人が身柄の拘束を受けていた場合には定額的な補償をするということに決めておるわけでございます。これは憲法の規定に

も根拠があるわけですが、そのもととは、やはりいろいろな国の行為による損害というものがあつて、賠償を受けるべきもの、身柄の拘束を受けていた者が無罪になるといふ非常に重大な場合であつて、またいわば非常に例外的な場合である、そういう場合にほつておくわけにいかないという考え方から、民事的な損害賠償の概念をいふと、要件としないという例外的な制度という考え方、考へ方とつては、そういうわけになります。

したが、いま、そういう例外的な考へ方をどこまで押し広げることができるかという問題が理論的にあるわけですが、一方、国の制度全体といたしまして、国の行為によつて損害を生ずる場合が多々あるといふことが、いろいろあるわけになります。そういう場合に、どこまで国がそういう損害を穴埋めするかということになりますと、広く立法政策の問題であり、あるいは社会保障的な考へ方なり、非常に広範な問題になつてくるわけだと思ひます。ですから、それはまた国民といふか、さらには国会の御判断ということになるわけですが、どこまでそういう補償的なものをすべきかといふ一つの基本的な物の考へ方を決める必要があるだらうと思ひます。

申すまでもなく、この補償金額といふものはまた国民の負担になるわけですが、その負担が、さういふことから考へまして、どの辺で一応の線を引くのが国民の負担といふ面も含めて合理的かといふことになるわけになります。国民がそういうものは非常に広く補償すべきだといふ考へ、それは負担すべきだといふ考へになりますれば、おのずからその補償の範囲も広がってくるだらうと思ひます。理屈的な面とさういふ国民の意識といふ面と、あるいはその現実的な面とを考へていくべき問題でございまして、從來までのところ、そういうことからこの刑事補償で考へてゐるのはきつめて極端な、つまり身柄の

拘束を受けていた方が無罪になるという場合に限つて故意、過失を論じないということにしてゐるので、それ以外の場合にはやはり原則で考へていかないと、他のいろいろな場合とバランスを失ふやうなことも起こるのではないかと、それには先ほども来いりう申し上げておきますように、広くいふような点を考へて、場合によつては拡張していいという考へも不可能ではないと思ひますけれども、そこまではまだいかなんじやないかといふことで、現状はさういふことになつてゐる。

とりあへず、先ほどもお尋ねがございましたように、一番問題である身柄の拘束を受けて無罪になつた方の補償金額自体も少ないといふぐらゐなことではございませんので、そこからはまず充実していく方がいいのではないかと、さらに、だんだんいろいろな情勢がよくなりました場合に、あるいは物の考へ方が変わつてきました場合に、だんだんさういふ補償的なものを広げていくということではなからうかといふふうに思ひます。

○岡田(正)委員 最後の一つだけ。
もちろん拘禁者の方に比重を置くべきでありませうけれども、承りますところによりますと、昭和五十一年の刑事訴訟法の改正におきまして、こういう場合は裁判の費用を補償するといふ道が開かれたと聞かされておりますけれども、実際に実績があるものでありましようか。ありましたらば、教へていただきたいと思ひます。

○小野最高裁判所長官代理者 昭和五十一年に三百五十五万五千円、それから五十一年が三百六十五万七千円、五十一年が二千五百七十四万七千円、五十四年が千三百五十五万二千円、五十五年が三千九十八万八千円、これだけ支出しております。

○岡田(正)委員 何人ですか。

○小野最高裁判所長官代理者 ただいまの件数でございまして、決定いたしましたのは五十一年は総数で九名でございまして、それから五十一年は十六、五十三年は四十二、五十四年は四十二、五十五年は四十、こういうふうになつております。

○岡田(正)委員 これをもつて質問を終わります。が、私は、この無罪になつた人たちのお気持ちから考へますと、やはり社会的にも大変な打撃を負ひ、極端に言うならばぬぐい切れない大変な傷を負つていくわけではございませんので、それに対して補償というものは、当局におかれましては今回の場合は八千五百円を要求して、財政当局の財政上の都合から七千二百円というふうな抑えられたといふことも聞いておりますから、了とするのでもございませうけれども、私どもの考へからいふたらどうもまだ低きに失するのではないかと、うらやまがぬぐい切れないのであります。こういう点で将来とも改善をされますように強く要望申し上げます。ありがとうございます。

○羽田野委員 養輪幸代君。

○養輪幸代君 最初に補償額についてですけれども、私どもの党は、現行刑事補償法制定の當時から、最低は決めておいても最高は決めない方がよい、つまり上限を定めない方がよいといふふうに主張してまいりました。その点に關して、五十三年の改正のときにわが党の安藤議員の質問に対して、当時の伊藤政府委員の方からこのような答弁がされております。「たとへば西ドイツのように上限を書いてないところもあるわけですが、それらの国の運用の事情、上が書いてないといふことになつておるか、さういふことも調べてみたいと思つておりますし、十分研究してしるべき措置をとりたい」といふふうな御答弁をいただいておりましたので、その後、この西ドイツを含めましてどう研究され、その成果はどんなものがあるか、その後どのような対処をすべきとお考へになつてゐるか、お聞かせください。

○前田(宏)政府委員 五十三年の改正の際にさういふ御議論がございまして、その後、西独の制度等につきまして若干の研究調査はいたしておるところでございまして、どうも運用の事情等につきましてはなかなかよくわからない点が実はござい

制度的には確かに上限を設けてないという形になつておりますけれども、私どもの理解をしておりますところでは、いわゆる慰謝料と申しますか、精神的損害については一律に一日十マルクといふことになつておりました、それ以上いふゆる財産的な損害については、その損害額が立証できた場合にはそれを加算する、さういふ形になつておりました、しかし五十マルク以下のときはさういふやうな例外もあるやうでございまして、さういふことで、その補償金額の定め方はさうでございませうけれども、その中に含まれております手続的な問題もあるわけではございまして、さういふ立証がされた場合にはその額を補償金額に加えるといふことになつてゐます、当事者、つまり御本人がどれだけの損害を受けたかといふことを主張しなければならぬといふことになつてゐるわけではございませう、それについてまた国側からそれが納得できないといふか、おかしいといふやうなことで争ひが起こる場合もあるわけではございませう。

現にこのドイツの場合に、一応の金額が決まりましても、それに本人が納得できないといふことになつてゐます、やはり民事訴訟の方で最後はもう一度争ひをするといふやうな仕組みになるわけではございませう、結局、行きつくところはさういふことになつてゐます、民事訴訟で損害額を主張し、さらにそれを十分立証するといふ手段、努力を要するわけではございませう。さういふと、当然のことながら、補償金額の決定、またその支給を受けますまでに相当な期間を要するわけではございませう。それから、これは理屈上の問題かもしれませんが、その立証に成功いたしませんと補償が受けられないといふことにもなるわけではございまして、極端な場合にはその分がゼロになつて、定額の一十マルクといふことになります、それだけにとどまるというものも理論的にはあり得るわけではございませう。その場合にも、手間はかかるけれども、いわゆる実損額が立証できた場合にはそれだけ補償されるんだからというプラス面があるこ

と、これは否定できないわけでございます。一面、いろいろなマイナス面もあるということでございます。そういう利害得失がある。

で、わが国の刑事補償法は御案内のとおり一種の定額制をとっておられるわけでございます。その金額について低いとか高いという問題もございします。また幅がどうかという問題もございします。先ほど来他の委員の御質問にもお答えしておりますように、日本の刑事補償法におきましては、損害賠償の特例的なものとして故意、過失を要しないで、若干の幅は設けておりますけれども、定額的な金額で補償をする。これはそういう御本人のいろいろな資料はもろろん参考にはいたしませんけれども、立証責任とかそういうものはないわけでございます。裁判所の公正な判断によって決定をする。その点につきましては、先ほどでもできるだけ早く支給するようにという御意見もいただいたわけでございますけれども、それは運用で何とかするといいたしまして、それが裁判所のいわば職権でできることとございしますから、努力次第では一日でも二日でもできるということになるわけでございます。そういうプラス面、これはまた相当大きなものがあるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

そうなりますといろいろ利害得失もあるわけでございます。それから、どちらが必ずこうじゃなければいかぬということもないわけでございます。その利害得失を勘案しながら一番いい制度、最善の制度をとるべきだということになるわけでございますが、それにつきましても、わが国の補償法でとっておりますような定額制、その上限が高くなればなるほど実際の損害に近い補償が非常に簡便に行われるということになるわけ、実質的にはそこで事が解決するわけでございます。

したがって、制度をいろいろ変えることももちろん検討の余地はございますけれども、そういう上限をなるべく上げていくということによって、西独なら西独の制度で考えておりますプラス

面を取り入れて、むしろマイナス面は取り入れないというふうにもなっていく実態であろうと思えます。で、むしろそういうふうになることによつて実質的な解決を図るのが適当じゃないかなというふうに考えて、少なくとも現在のところは基本的な物の考え方を要するということにはなっておりません。ただ、いろいろと各国で日本の制度と違つた制度もあるようでございますから、その点で取り入れるべきものがあれば取り入れて、この補償の改善というものに役立つといいたしますならば、それを取り入れていくように努力はいたしたいと考えておるわけでございます。

○養輪委員 いまお答えいただきました中で、その西独の制度はプラス面とマイナス面があるというところでございます。その中のプラス面をとつてわが国の刑事補償法に生かしていくというところはできるのではないかとおもうわけです。たとえば、定額の部分を従来どおり認めた上で、なおかつそれを上回る損害が立証されるときには、そのときは故意、過失の立証を要せず、損害額の立証によつて補償をしていくという道も考えられるであらうというふうに思うわけですね。

それから、先ほど損害問題については主張を立証しなくてはならないという請求者側の負担の問題もおっしゃいましたけれども、この際は主張にとどめて、立証の問題に関しては、職権による調査ということによる方法も考えられるであらうと思ふのです。現在の刑事補償法第四条の二項では、いろいろな事情を掲げて、「その他一切の事情を考慮しなければならぬ」としてあるわけですが、この一切の事情は、請求者側の方が証明を要する事柄ではなくて、裁判所の方において記録その他の手続を経て認定をされているように私は承知しているわけです。

ですから、これらの考え方を生かして、定額の補償プラス故意、過失を要しない損害の主張を認めていくという方法を講じる余地はあるのではないかと。その点についてはいかがでしょうか。

○前田(宏)政府委員 先ほど申し上げましたように、基本的な考え方としては、取り入れるべき点は取り入れたいということでございますが、いまの二、三の点について申し上げますと、定額制はそのまゝにしてということでございますけれども、仮に定額制をそのまゝにするということになりますと、その金額はむしろいまよりはずつと低い額になるのではないかとおもうわけでございます。先ほどのドイツの例ほどではないかもしれませんが、一日十マルクといふのと千円ちよつとということになって、それがいいかどうかという問題も起こりますけれども、現在はそういういろいろな損害額を含めて今度七千二百円ということでございますから、それは別枠だということになりますと、いわば基本給という言葉がいろいろかわかれますが、そういうことになりましても、それがぐつと千円とか二千円とかいうことにもなりかねないわけで、それに現実の損害額を立証して加えていくということになりました場合に、果たしてそのトータルがどういう金額になるかということも考えなければなりません。直ちに現在の定額の上にプラスになるといふふうにもいかなければならないのが基本的な疑問の第一点でございます。

また、立証を容認すべきじゃないかということは一面的なものでございしますけれども、やはり基本的に損害額の全額を補償するということになりますと、先ほど申し上げましたことも関係いたしますが、どうもその辺で損害賠償の性格にも立ち戻つた議論が起ってくるような気がするわけでございます。やはり損害賠償という概念には、基本は故意、過失というものを要するのではないかと議論が、またそこで出てくるような感じもいたします。それを抜きにいたしまして、故意、過失は要らない、しかも立証は職権でよろしいというふうなことになるかと、それを理屈上どういうふうになつて理論づけるかというむずかしい問題にもなってくるのではないかと。いふふうにも思うわけでございます。確かにそ

の辺が理論的にも矛盾なく説明ができ、本人といふ民から見て納得できるという制度になりますことはもちろん望ましいわけでございますが、いろいろな面から検討を要することであらうというふうにも思うわけでございます。なお諸外国の例、あるいはそれを日本の場合に若干取り入れた場合にどういうふうになるか、実態がどうなるか、また理論的にどう説明ができるかということにつきまして、研究をさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

○養輪委員 引き続き研究していただくということをお願いしておきたいと思ひますが、いまおっしゃつた中で、定額をいふことになれば現行の補償よりもむしろ下がるのではないかとおっしゃつたわけですが、別に下げる必要もないわけだと私は思ふのです。やはり現行でも刑事補償として十分でないという中から、さらに引き上げるという声が強いわけですし、またもう一方の考え方では、そういう定額の補償を受けるだけでよろしいとおっしゃる人はそれでよいし、さらにそのほかに主張し立証して請求をしたいとおっしゃる人には、その道も開かれていふという方法もあるのではないかとおもうわけです。刑事補償については、その点憲法の精神に従つて一層充実させていくという立場で引き続き御研究をいたしたいし、できるだけ早い時期にそういう方向で改正をお願いしたいと思ひます。

今回、この補償額の算定の仕方について前々からちよつと御説明をいたしておりましたので、前回までの改正の仕方とは違つて前進面があるというところは、私どもも十分評価できるところでございます。しかし、それでも結果的に見て、数字としては常用労働者の一日平均現金給与額という基準から見ても、いまだ低い水準にあると言わなければならぬと思ふのです。

制定当時のいろいろな議論があつて、これは刑事補償というものをどう考えるのかという基本的な認識にかかわつてくるというふうに思ひます。

れども、補償額について当時の論議を見てみますと、昭和二十四年十一月十五日の法務委員会の議事録で、「経済上の損失というもののほかに、さらに慰謝料も含んでいなければならない」というふうに述べられております。この当時算定した数字の根拠としては、平均賃金から定めたわけでも、直ちに平均賃金からこの金額になったわけでもない、「いわゆる損害賠償等におきます計算になります」と、「平均賃金というようなもの、あるいは実際の賃金というようものから、その本人の生計費などは差し引かるべきものと考えるのであります。かような点がマイナスになり、一方慰謝料相当のものがプラスになる、そのようなところを勘案いたしまして、二百円ないし四百円というふうな御答弁があるわけですね。

この当時の平均賃金というのを見てみますと、二十四年の五月で三百五十二円というふうに記されております。したがって、最高の金額はこの平均賃金を上回っていたわけですね。こういう計算になると、その考え方の根本、いま申し上げました考え方の根本というのは、今回の金額をはじき出す際にそういう考え方でなされたものか、あるいはそうでないのか、その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○前田(安)政府委員 昭和二十五年の制定當時にいろいろと御議論がございましたわけですが、その議事録等を見ましても、きちっとした算定方式があつて、これとこれを足して、あるいはこれを引いたらこういう数字になるということではなくて、言葉は適当でないかもしれませんが、ある程度大ざっぱなところとえ方というところで額が決まったように理解されるわけでございます。

考え方といひましては、いまおっしゃいましたように、賃金というようものをまず頭に置き、それからやはり本人の生活費もかかるので、それはマイナス要素になる、それから慰謝料がプラス要素になるという、基本的な物の考え方はそういうことであつたと思ひますけれども、その辺がプラス・マイナス大相殺になるというふうな

感じで、それに若干の端数を加えた丸めた金額という変なことでございすけれども、一応の概算的なもので考えた数字を丸い金額としてとらえたというのが当時の考え方であつたかと思ひます。でございます。ですから、全く考えもなしに四百円というふうに決めたわけではないと思ひますけれども、さき申し上げたように、これとこれを足し、これを引いたらちやうど四百円になったというわけでもないというところは御理解をいただけるのじやないかと思ひます。

そこで、その後の改正が何回かございすが、先ほども申し上げましたように、また最高裁からも御説明がありましたように、賃金なり物価なりの変動、それをその都度若干の知恵をしぼりながら、いろいろな数字を使つて、基本的にはできるだけ有利にという考え方であつたと思ひますけれども、若干の資料は違つております。しかし、基本的な考え方はずっと一貫しておると思ひます。でございます。また今度は、先ほど来何回か申し上げておりますように、前回の金額にその後の変動を掛けるというやり方ではなくて、二十五年當時にさかのぼつて見直してみてそのアップ率を掛けたということでございますから、それを分析いたしまするならば、やはり四百円という物の考え方がそこに基本にあつて、それに率を掛かつている、こういう理解が可能であらうと思ひます。でございます。そういう意味では、当時の考え方が今度むしろいままでよりも生きてゐるという言ひ方も可能じやないかというふうに思ひます。

○審判委員 今回の改正の場合は昭和二十五年にさかのぼつてというところに基本を置いて、しかし、そこからの賃金のアップ率あるいは物価のアップ率などを参考にしながら考えられてゐるというふうなことのようになつてゐるわけでも、そういうスライド式の物の考え方ではなくて、いつ、どの時点においても絶えず労働者の平均賃金を基準にして、そこから生計費を引き、慰謝料をプラスするということで、その数字とかけ離れて

いないものでなければならぬはずだ。それが刑事補償をどのようにとらえるかという基本的な認識にかかわると思ひます。

その点から言へば、今回の改正は、平均賃金九千五百十四円というところから考えてみますと、丸めたとすれば、これを一万円ぐらいにしても少しもおかしきはない。むしろ九千五百十四円を合理化して、平均賃金の九千五百十四円から生計費を差し引き、慰謝料をプラスした数字が七千二百円になるなんていうことになれば、これは生計費よりも慰謝料の方がうんと少ないんではないかとでもないことになつてしまふわけで、やはり考え方は、今後の改正においてもどこからスライドさせるか、労働者の平均賃金というものを絶えず見ながら、そこからずれないようにすべきであるという、そこを踏まえていかないといけな

いではないかと思ひます。そして、それはもう最低のことでありまして、平均賃金相当であれば十分であるかといふと、決してそれは言えないと思ひます。旧法においては刑事補償の考え方そのものが新法とは違つていて、本来は補償などしなくてもよろしいのだけれども、恩恵的に気の毒だから補償するといふ考え方に立つてゐたようです。その旧法においても、平均賃金から考えてみますと、最高基準日額といふのは約倍になつてゐるのです。昭和七年の常用労働者の一日平均賃金が一元五十八銭から二元五十一銭。ですから、最高の基準日額が五円と定められた旧法においては、この労働者の平均日額を上回り、倍と言つてもいいと思ひます。

恩恵的な措置ですら平均賃金の倍の補償を受けていたのに、新しい憲法のもとでこれが権利として定められてゐながらこのようない水準にとどまつてゐるというところは、一体いかなる理由に基づくのかという点がどうも納得できないわけですね。ですから、今回の改正は幾らかの前進とは評価するものの、ぜひ平均賃金を上回る、あるいは目指すのは二倍であつても、最高額ですら一向

に構わないと思ひます。そういう方向にぜひ検討を進めていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○前田(安)政府委員 結論から申しまして、この補償日額をできるだけ引き上げたいということにおいては、全く異論のないところでございす。ただ、細かい理屈のないところになつて恐縮でございます。けれども、この刑事補償といふものは、いわゆる抑留または拘禁の結果生じた損害といふものをまるまる補償するといふふうに考えるのか、そうでないかというところにも基本があるわけでございます。一応従来の考え方、全損害といふものは国家賠償なり普通の損害賠償といふことで考えるべきことであつて、刑事補償といふは、いわば定額的な形で、つまり国民の負担において一定の限度で補償をするという考え方をとつてゐると思ひます。

その額の決め方についてはいろいろな考え方があつて、思ひますけれども、基本的にはそういう考え方であらうというふうに思ひます。でございます。東京高裁の昭和四十五年當時の決定でございますが、それにおきまして、この刑事補償金といふものは生活費そのものの補償ではないから、申し立て人の当時支払いを受けた賃金の額をもつて標準とするのは適当でないというふうな決定もあるわけでございます。

そういうことで、基本的な物の考え方は確かにいろいろと物の方なり考え方があるわけでございます。ですから、これでなければならぬというふうに申すわけはございせんけれども、いろいろな先ほど来御議論のありましたようなプラス・マイナスといふようなものを考へて、一応のいいましか、まずまずこの程度でまずカバーできるという金額を設定する。それで足りない分はやはり原則に立ち戻つて国家賠償なり国家賠償でお願ひをするという考え方をとつてゐるわけでございます。

その場合に、もちろん賃金というものを無視するわけはございせんし、それが重要な要素に

なることはそのとおりでございますけれども、先ほど申しましたように、その全額あるいはそれを上回るというふうには直ちににならないのじゃないか。そういう考えを否定するわけではございませんけれども、別な考え方も十分成り立つわけではございません。そういう理論的な問題と、さらにはいろいろ国民の負担という面からの財政的な問題と、いろいろあるわけでございますので、その点を総合的に考えながら、できるだけ補償の改善を図っていききたいということになるわけでございます。

○養護委員 ちよつと先ほどの質問とかかわるのですね。財産上の損害について法定の最高額以上の損失が生じた場合に補償してもいいではないかという議論については、法務省の特別顧問をしておられる小野清一郎博士がこういうことを述べておられるわけです。「特に、財産上の損失については、法定の最高額以上の損失が生じたことが証明された場合に、それをも補償するのが正しくはないか。」「死刑の執行による補償については、この点を考慮している。未決拘禁又は自由刑の執行についても同様の規定があつて然るべきだ」ともふ。というふうに言っておられるわけですから、この点をもあわせて御十分御検討の中に入れていただきたいと思うわけです。

ところで、いま御答弁いただいた中で財政的問題があるというお話ですので、最近のこの刑事補償の毎年の予算、それから実際に補償された額、そしてその率ですか、一体予算額に占める実際の刑事補償額というのは何%になっているのかというところがわかれば、教えていただきたいのです。

○小野最高裁判所長官代理者 最近の方から申しますと、五十五年度の予算額は一億七千九百七十二万二千円でございます。支出額が六千八百九十五万七千円……（養護委員「パーセントは」と呼ぶ）パーセントはちよつと出ておりません。どれぐらい申し上げましょうか。すつとですか。

○養護委員 それでは、数年さかのぼっていただけますか。

○小野最高裁判所長官代理者 それでは五十四年度でございますが、予算額が一億五千七百九十九万五千円、支出額が三千九百九十九万九千円。五十三年度の予算額が一億二千七百九十九万七千円、支出額が五千五百七十六万八千円。五十二年度の予算額が一億二千三百三十九万三千円、支出額が七千七百四十一万三千円。五十一年度の予算額が九千二百七十九万五千円、支出額が千五百三十三万一千円。

○養護委員 予算と実際に補償された金額とを比べてみますと、予算が大分上回っております。変な言葉ですが、未消化といえますか、そういう事態にあると思うのです。ですから、この予算枠の範囲内ぐらいまでは、逆に言えば金額を上げてもよろしいのではないかと議論も成り立つやに思うわけです。

これに関連して、最高裁判所として刑事補償の最高額を幾らぐらいにしたらよろしかろうかというお考えは、法務省とは別にまたお持ちだろうかと思うので、お聞かせいただけたらと思うのです。

○小野最高裁判所長官代理者 特に私どもがどのぐらいなければいかぬというふうに考えているわけではございません。先ほどもちよつと申し上げたときは、一応八千五百円を要求したわけでございます。その根拠は、お手元の方にも出ておるかと思ひますが、平均賃金を九千幾らというふうに推定したわけでございます。それは五十五年度の常用労働者、三十人以上のところの平均賃金を基準にして推定したものでございまして、その九千何がしというのとは三十人以上の雇用の平均賃金でございまして、それ以外に私どもはちよつと入手できませんので一応そうしたわけでございますが、三十人以上の規模の平均賃金と申しますと、全体の平均から見ますとかなり上回っているんじゃないかというところを考へまして、全体的にはもう少し

し低いんじゃないかということで大体八千五百円ぐらいじゃないか。これは推測でございますが、そういうことで一応要求したわけでございます。

いままで仰せのとおり、高いにこしたことはないかと思ひますが、やはりいままでの経緯とか、あるいは国の財政事情というふうなものもいろいろ勘案して決めなければならぬことだというふうに考へまして、今回の場合は七千二百円というところになったわけでございますが、私どもといたしましてはできるだけ努力はした、そう考へておるわけでございます。

○養護委員 そういうことで、八千五百円でも決して十分ではないと思ひますが、最高裁の方としてもそれぐらいの金額はというふうにお考へだということでございますので、次にはうんと大幅な引き上げを何としてもお願いしたいと思うわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○坂田田務大臣 この問題につきましては、私どもといたしましては今後努力をしてみたいと考えております。

○養護委員 刑事補償が非常に低い、不十分だというふうに思ひますけれども、ずつと刑事局長の答弁を聞いておりますと、損害賠償ということになれば、これは故意、過失の立証をして、その上に損害額の立証をして国家からの賠償を受けるというのが原則であつて、刑事補償の方はその特殊な形態であるというふうな御説明のように伺うわけですが、この国家賠償というのは、現実問題として故意、過失の立証というのは非常に困難です。特に警察、検察あるいは裁判所というところにおける不法行為というものを、全く孤立した弱い立場にある被疑者、被告人が十分な立証をしていくということは容易なことではありません。密室の中における取り調べ、その段階における強要や拷問などのようなことはとても十分な立証はできないということから考へてみても、国家賠償がこれまでにその役割りを十分果たしてこなかったというのには否定できないところだろうと思ひます。

そういう国家賠償の実態というもののについて、具体的に新しい憲法のもとで国家賠償制度によって請求をし、そして国がそれを認めて支払ったというケースは各年何件ぐらいずつあるのか、お聞かせいただけたらと思ひます。

○前田(宏)政府委員 先ほど御通告がございました。至急に調べたわけでございますが、昭和三十五年以降、無罪事件であるということと理由に国家賠償を請求いたしました国が敗訴した件数、これを調べてみますと、十二件あるようでございます。

○養護委員 これは確定をして、支払ったという件数でございますね。

○前田(宏)政府委員 確定した件数でございます。

○養護委員 してみると、二十二年間にわずか十二件。まさに針の穴を象に通るに等しいほど、無罪の場合の国賠請求というのは非常に困難だということ、この数字そのものが示しているというふうに思ひます。

あわせて、もし資料がございましたら、請求した数をお聞かせいただけたらありがたいと思ひます。

○前田(宏)政府委員 先ほど昭和三十五年以降の数字を調べて、敗訴し確定したものが十二件と申しましたのですが、請求件数はいまだとも三十五年からの数字がすぐに出てまいりませんので、四十七年から五十六年までの受理件数というのがございまして、その合計は七十二件ということでございます。

○養護委員 この数字が示しているように、国賠はいかに困難であるかということであらうと思ひます。だからこそ、こちらの方でやれば十分な補償が得られるではないかというふうなことはなく、やはり故意、過失の立証を要せず補償が受けられるこの刑事補償制度の充実をどうしてもお願いしておかなければならないと思ひます。ところで冤罪事件、その中で特に有名な冤罪事件について、抑留、拘禁の日数、それから特に

○**筆輪委員** こうした立件は年を追ってふえておられますけれども、補償人員の方は一向にふえる気配がないということが数字の上から明らかになっているわけです。立件数から考えてみますと余りにも低い補償人数というふうに思いますが、その理由はさつきから心神喪失による罪とならずとか身がわりとか、いろいろ言われておりますけれども、すべてそれに帰してしまふのはいかがかなという気がするわけです。むしろ補償するという方向での努力が一向になされていない結果そういうふうになってしまふのではないかと、つまりなるべくならば補償はしなくて済むような方向に事が進んでいるのではないかと、いふ心配をするわけです。その点についてお聞かせください。

○前田(宏)政府委員 私どもそういう考えは全然持っておりませんで、要件に当たるといえるものだけ速やかに決められた補償をするというのを基本にいたしているわけでございます。この被疑者補償につきましてはそういう補償漏れみたいなものがあるわけはない、その前提としていわれる立件漏れがあるわけはないということでございます。まして、前回の改正でございましたか、あるいはそのもうちょっと前だったかと思いますが、あれども、そういう問題が起きました際に改めて部内に通達を出しまして、立件漏れのないように、また補償にも漏れがないようにということを指示しておるところでございます。

○義輪委員　この立件手続によって立件されたものの中で嫌疑なしと罪とならずのほかにも、ここに掲げてある四条の二号ですかの部分がつけ加わるだらうというふうにも思うのですけれども、嫌疑なしあるいは罪とならずというふうに裁定された場合には、すべて第二条の「その者が罪を犯さなかつたと認めるに足りる十分な事由があるとき」に当たるといふふうに考えることはよろしいのでしょいか。

○前田(宏)政府委員 國理論的に申しますと、四
 条は、形式的にといえますか手続的に、そういう
 罪とならず、あるいは嫌疑なしという不起訴処分

があったときには立件する、そこで拾うわけでございいますから、二条の要件を満たすかどうかということは、立件後もう一度改めて見直した場合にその要件を満たすかどうかということになるわけでございまして、理論的には当然には一致しないということにはなるかと思いますが、実質的に考えますと、そういう不起訴裁定をした場合には、二条の要件を満たすことがまず通常であろうというふうに言っているのだろーと思います。

○養輪委員　まず通常であらうというふうに言われましたけれども、過去その例外的なものがあつたのでしょうか。全く同じと見ていいのでしょうか。

○前田(宏)政府委員 お尋ねの点が必ずしも一致しないというのは、結局四条の三なら四条の三で「補償の一部又は全部をしないことができる」場合に当たるということもございまして、立件したものが一〇〇％補償になっていないということになるわけでございまして。また、要件を満たしたとしても本人が辞退をするというようなこともあるわけでございまして、これは要件的に言えば四条の三の四号ということになるかと思いますが、そういうような要件を満たしておりまして補償をしない場合も出てくるわけでございますので、その数は必ずしも一致しないということになるわけでございます。

○審判委員　嫌疑なしと罪とならずについてはそういう手だてがとられているわけですが、嫌疑不十分の場合、これについての補償というものも考へてみる必要があるのではないかと思います。嫌疑不十分の場合に、仮にこれが嫌疑不十分のまま起訴されたということになれば、その公判の維持は困難となつて無罪となるというふうにも思われます。そうすれば刑事補償の対象となつてその補償が受けられるわけですが、たまたま嫌疑不十分という裁定を受けて不起訴となつてしまつたために、このような裁定主文ですと有罪の推定のようなものが社会的に働いてしまつて、嫌疑なしではなくて嫌疑不十分なんだということで、有

罪推定を受けてしまうという不利益があると思うのです。同時に、被疑者補償も受けられないというようなことで、やられっぱなしになってしまっているのではないかと。名譽の面でも損害の面でも不当な処置を受けるということになってしまふので、嫌疑不十分の場合にも補償を十分行うように検討しなければならぬと思いますが、その点はいかがでしょうか。

〔太田委員長代理退席、委員長着席〕

○前田(史)政府委員　その問題は、逆な面から申しまして、刑事補償法のことについてもないわけではございません。刑事補償法は憲法を受けて無罪ということでごさいますから、すべて補償をするというたてまえをとっております、その場合にも、性質は違いますが、たとえばさっき申し上げましたような心神喪失の場合について、果たして補償すべきかという問題もございます。またさらに、相当疑わしいというものについて補償することはどうかというような議論も、全くないいわけではないと思います。しかし、それはそれといたしまして、法律の上ではそれは一律に無罪という扱いをしております。

しかし、被疑者補償におきましては、同じような性格のものではございますけれども、従来からいろいろと御説明を申しておりますように、性格が基本的には異なる点があるということでございます。それは、裁判による有罪、無罪の場合と検察官の処分ということの性格が相当違うものだということは御理解いただけると思います。そういうこともありまして、こういう検察官の不起訴処分に関連してどの範囲まで補償すべきかということになりますと、さらにまた基本的な物の考え方というところにもつながってくるわけでございます。

この問題も、性格は違いますけれども、国として補償すべき限界というか、範圍というか、それをどの辺まで広げるかという問題になるわけでございまして、いろいろな考え方が十分あろうかと思ひます。その辺の理屈の整理あるいは他の類似

の問題との検討、そういうものをなお尽くしませんが、そこまで広げていかどうかという結論には達しないというのが率直なところでございます。

○**鑓輪委員** ちよつと実態がよくわからないのですけれども、そうしますと、嫌疑不十分の場合というのは、現状では立件されるということはないのでしょか。

○前田(宏)政府委員 補償規程の四条に「立件手続を行う場合」として掲げてございますが、これはいわば検察庁の内部のことでございますけれども、先ほど申しましたように、補償漏れがないように、つまりその前提としての立件漏れがないようにということで、特に五十年の改正でございましたが、改正してつけ加えたものでございまして、その最後の第三号に「補償の申出があつたとき」ということがございまして、一号、二号はいわば職権的に立件をする、それ以外にも、本人といひますか、補償を請求したいという申し出があった場合には一応立件をしまして内容を検討する、こういうことになっているわけでございませう。

○**義輪委員** 「被疑者補償を立法化するについての問題点」という法務省の文章をちよつと見ておりましたときに、「被疑者補償規程の活用を図る方策」というところで、「次の内容の刑事局長通達を発することといたしたい。」という中に、「嫌疑不十分の裁定をした事件であっても、罪とならぬと認められる事件については、被疑者補償事件として立件する。」というふうな文章がありましたので、こゝに運用はなされてないものかどうか。

○前田(安)政府委員 私どもでも出しております通達の要旨は、御要求もございましてお渡ししたわけでございますけれども、いま御指摘のようなことはその通達そのものではないように思うのでございまずけれども、そういう意味で、正式な通達においてはそういう点まで触れていなかったというふうに記憶しているわけでございます。

日も早くこの解決をするためには、上告はやめるべきではなかったのか。検察の権威といいますがメンツといいますが、そういうようなものにこだわったとするならば、それによつていたずらに被告を苦しめたその責任は検察も負わなければならぬのだからというふうに思うわけです。

やはり検察庁といえども、憲法に基づく基本的人権、その擁護が最優先であらうと思ひますし、正しい人権感覚、と同時に誤りが絶対ないとは言えないわけですから、万一誤りが発見されたときには率直にそれを認めて、それに対応する勇氣ある行動をとるということが必要だろうと思ひます。それがこの場合にも上告をやめようというのではなかったのか。結局、上告したことによつて被告人を不当に苦しめ、結果的に検察の権威を大きく傷つけてしまったのではないかと、この上告問題についていま私が申し述べましたことと絡んでどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○前田(宏)政府委員 いわゆる近田事件につきまして、検察官が上告したことについていま御指摘を受けたわけですが、この点につきましては、先ほど他の委員の御質問にもお答えしたところでございますけれども、この事件は内容的にきつめて重大な事件である。現に一番でも重大事件である。しかも一審判決は、その後破棄されておりますけれども、それなりの審理をされて有罪という認定が一応なされたということでございます。これに對しましていろいろ問題もあり、二審において無罪の判決があった、これまた事実でございます。そういう場合にどう対処すべきかという非常にむづかしい問題に對面するわけでございます。

お言葉にありましたように何もメンツにこだわるとかそういうことではなくて、事柄の重大性、またそれまでの裁判の経過、そういうものをいろいろ考えまして、二審の判決の指摘も十分尊重す

べきでありまして、やはりいろいろな見方がある。必ずしも検察の立場としては二審の判決に一〇〇％納得できないというふうな場合、いわば例外的な場合といつてもよろしいかと思ひますけれども、重ねて裁判所の判断を仰ぐということも、場合によっては許されるべきことではないかというふうに考えるわけでございます。

先ほどお言葉で、検察といえども人権を守るべきであるというふうに言われまして、検察は何かもともと人権を守らない、そんなことではないと思ひますけれども、もちろん検察も人権を尊重することに對しては人後に落ちないつもりでございます。ただ、刑事訴訟法上の目的にもございすように、人権の保障とさらに事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用するというのが刑事訴訟法の目的でもあり、また検察官の任務でもあるというふうに心得ているわけでございます。まして、もちろん人権を尊重しながら、しかも一方において事案の真相を明らかにして、処罰されるべき者は処罰されるように扱うという責務も負っているわけでございます。

したが、いろいろな御批判はあるかと思ひますけれども、特にメンツにこだわって何かしたというふうには御理解いただきません。やはり検察としては、被害者の立場なりあるいは社会の立場なり、要するに事案の真相も明らかにしなければならぬという責務も半分は負っているわけでございますから、その観点からの、熟慮した上での決断だ、こういうふうに御理解を賜りたいわけでございます。

○鑑査委員 検察庁、真実の発見ということに力を尽くす余り、人権の擁護という点について遺漏があつてはならないという意味で申し上げたわけ、別に、特に軽視しているということでも申し上げたわけではございません。

しかし、さらにさかのぼって警察の捜査などいろいろな見てもみますと、本日に現在のこのようない取り調べのままであつてはとも人権の擁護とこ

ろではないと言わざるを得ない事件が相次いで報道されているわけですね。

ことしに入りまして、二月に出ております、家裁の八王子支部で少年院送致の処分を取り消したというケースがありまして、その際、最初におどしとか誘導で自白調書がつくられたというふうなことが明らかになっております。それだ、この少年がたまたま冤罪を救われた大きな理由の一つに、取り調べの際にひそかに小型テープレコーダーをしのばせていて、取り調べの状況が録音されてい

【おどし】

「おまえ、留置場に放り込むのは簡単なんだから」

とか、

【おまえ】

「道場へ行くか？道場へ行こう。ちょっと聞か、

【誘導】

「だめだよ、みんなわかってんだから。おまえのグループ洗ったんだよ、全部。調書作ってあるんだ。これを見ると、おまえは(車に)乗っているんだよ」

「なんで否認するのかよ。乗ってたんだよ、お前は」

とか、

【懐柔】

「二十三人まではつきりしたんだよ。氏名がわかってんだよ。だからね、運転した人は免許取り消しだよ。だけど、同乗者つてのはねえ、たいた罪じゃないんだよ。東京地検には、私も同乗した人まで送らないよ。だから……」

というふうなことがずっと述べられていて、これが明白な証拠となつてこの少年は救われたわけですね。

仮にこういう明白な証拠がなければ、自白調書でもって少年院送致という処分を受けざるを得なかったということをお考え、警察の取り調べというものがこういふことであつてはならないということ、この事件はいみじくも明らかにしていると思ひます。

だれでもそうすけれども、まして少年という、そういう事件に當つてこうした捜査がされた、取り調べがされたということは、まことに恐ろしいような気がいたします。可憐性に富んだ少年の未来を無残に摘み取ってしまったかもしれない、そういうことがこで指摘されております。それは、従来の捜査の中に、やはり何として

も自白でということと不当な取り調べがされてきた、そういう経過からいままなおこりい捜査が続いているのではないかと、お聞きをいたしたいと思ひます。

○前田(宏)政府委員 警察、検察を通じて、捜査当局といたしましては、先ほど来申しておりますように、人権にも十分配慮しながら事件の真相を明らかにする、こういう責務を帯びているわけでございます。その両面を全うするということはなかなか困難ではございますけれども、困難ながらもそれを実現していかなければならぬという立場にあるわけでございますので、仮にもそういう行き過ぎとか過ちのないように、十分自肅自戒をしていくべきものと考えております。

○鑑査委員 まだまだそのほか、大でおどかして自白強要した事件とか、それから物証がないのに自白を誘導した岩手県的事件とか、そういう報道がされているのがこしに入つても相次いでいるわけですね。そうした中で、この刑事補償というもののついて、このままの金額だと、まあまあ万一のときには刑事補償すればというふうなことが、仮に万が一でもあつてはならないという観点からも考えることができるだろうというふうに思ひ

ます。そういう点で、今回の刑事補償の改正、私は前向きな点を評価しつつも、ぜひ一層の改善を図っていただくようお願いを申し上げて、質問を終りたいと思います。

○羽田野委員長 稲葉誠一君。

○稲葉委員 いまの質問をお聞きしております。実は私は二つほど考えたわけですが、一つは無罪の判決があった場合に、これはとにかく故意は別として、過失があったということが普通考えられるのですから、立証責任というものを、国賠の場合でも過失がなかったということを立証する責任を国側に負わせるのが筋ではないか、私はこう思うのですがね。答弁はいいですよ。そういうようなことを考えます。これは将来じっくり考える必要があるのではないか、こういうように思います。

もう一点、検察官の処分が、嫌疑不十分であるとか、嫌疑なしであるとか、起訴猶予であるとか、こう決めちゃうわけですけれども、決めた場合に、自分の起訴猶予ではない、嫌疑ではないんだということを一体立証する機会があるのかないのか、これはさっぱりわからぬですね。これは二階堂さんが、自分は灰色でないからひとつ潔白を明らかにしてくれというように同じことであって、そういう方法は何らかの形で日本の法体系の中でもつくられなければならないのではないかと、いうことを私は考えるのですが、これはこれからの研究の課題だ、こういうふうに思っております。

それから、この前私、質問した中でちょっと訂正させていただきたいのは、こういう点、私、勘違いをしておりました。それは、大阪の検事正、検事長をやられた方のお話の中で、竹内芳郎とかいうふうに申したと思いますが、間違いでございまして、これは小林芳郎という有名な方でございまして、なぜ間違えたかといいますが、ある検事が、無罪になって、当時小林検事正ですが、息をき切ってそこへ行って報告をして、残念ですと言ったら、ああよかったねというふうなことを言われて、その検事が初めて目を開かれたという

ことなんです。そのお話を何かの機会のあるときに私は竹内寿平さんにしたわけですね。そうすると、竹内寿平さんが私に対して、いや、私はそんな小林さんみたいな神様のような心境になれませんが、そういう話をしたものですから、竹内さんと小林さんと間違ってしまったと思いますが、訂正させていただきますというふうに思います。

そこで、問題の中でこの前私は、八王子区検での刑事の確定記録のことに関連をして、閲覧の問題を大森勸銀事件に関連してお聞きしたわけですが、そのときに刑事局長の答弁というのは、刑法の五十三条の「訴訟記録の公開」、これをただ読んだだけで、私はわざと知らぬ顔をして黙って聞いておいたわけですが、一つ一つお聞きをいたしますと、この八王子区検の道交法と銃刀法違反の略式命令は、五十三条第二項の弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録に該当するのですか。

○前田(宏)政府委員 客観的には該当しないと思います。

○稲葉委員 客観的にという意味はどういう意味か、ちょっとはつきりしないですね。絶対に該当しないという答えの方が正しいのじゃないですか。略式命令は弁論はありつこないんだから、そんな客観的にいうと、いかにも部分的には該当するような意味にとれる答弁をするからな。

○前田(宏)政府委員 この「一般の閲覧に適しない」として「禁止された」ということは、だれが禁止されたかということが別に法定されているわけではございませんので、この二項の全趣旨からいまして、訴訟記録の保管者である検察官ということになると思いますが、それが適当でない、禁止すべきであるというふうに認定したものという意味に解すべきものと考えております。

○稲葉委員 そんなことを聞いているのじゃなく、八王子区検の訴訟記録を白川勝彦弁護士と門

井師夫弁護士が見に行ったんでしょ。見に行ったときに、そのことに関連して私は聞いているので、「一般の閲覧に適しない」としてその閲覧が禁止された訴訟記録に該当するんですか、しないんですか、こう聞いているのですよ、この八王子区検の記録が。

○前田(宏)政府委員 先ほど客観的にと申しましたのは、手続問題と混同してはいけないという意味で申したわけでございます。その記録自体は、それ自体としてそれに該当しませんということをお聞きしたわけでございます。

○稲葉委員 そうすると第三項、これはまあ関係ないですね。第四項手数料、これも関係ありませんね。第一項へ戻ると、「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができ。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。」というふうになっております。そうすると、この八王子区検に行ったときには、このただし書きに該当していたんですか、してないのですか。

○前田(宏)政府委員 そのときの状況はつまびらかにいたしませんけれども、それもまた結果的にはと言っておしかりを受けるかもしれません。そういう状態ではなくて、結局閲覧に応じたということになってお承知しております。

○稲葉委員 だから、ただし書きの「訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるとき」というのは、具体的にどういうことを言うのかということをはつきりさせなければいけないわけですが、これは細かいことになりましたからここで論議するのはやめさせていただきます。そうすると、あなた方に言わせると、ここで理由を書かなければならない、というんですね。その理由を偽ったということが、検事から言わせると弁護士としてにはなはだしく、はなはだしくとは言っていないかも知れぬけれども、不信義だ、こういうふうなことを言っておるわけですね。理由を書かなければならないというところは、この条文からは出てこないように思うのです。規則か何かあるの

ですか。どこにその理由を書けというふうに書いてあるのですか。

○前田(宏)政府委員 先ほどそのお答えをしながらお答えしているわけでございますけれども、本件の記録がそれに当たるという意味ではございせんけれども、一般論といたしまして、たとえ二項の場合には、そういうものに該当すれば閲覧をさせるかどうかということになりますと、正当な理由があるかどうかという判断が必要になるわけでございます。また、一項の場合には、それはどの程度でもないけれども、現に裁判所あるいは検察庁の事務に使われておるといふ場合に、それよりも優先する理由があれば、そちらの方を優先させるということも考えられるわけでございます。いろいろな裁量の余地がそれなりにあるものというふうに考えるわけでございます。

○稲葉委員 いまのお答えは私としては納得しないのですけれども、この事件について理由を書けということの根拠がまず第一はつきりしないですね。先ほどから聞いているのですが、はつきりしないのです。同時にまた、それを大森勸銀事件に關係があるというて書かなかったからといって、検事がこれこれ言うべき筋合いのものではないというふうに私は思うのです。これはまた別の機会にゆくりやられることだというふうに思っております。

そこで、私がこの前から質問をしておりますことは、いわゆる別件の事件であるとか代用監獄の問題、いろいろあるわけですが、私はそのこととそれ自身よりも、むしろそのことを一体検事が知っていたのか知ってなかったのか、この点で、一時まで調べたというようにことが判決にずっと出ています。出てくるから、そういう事実を一体検事が知っていたのか知ってなかったのか、訴訟の指揮権にも関連するかも知れぬけれども、知っていたのか知ってなかったのか、あるいは知ったとすればいつなのか、それについてはどうい

ゆるツケ買いによる代金不払いの事案だ。また、銃刀法違反は、空気銃一丁と刀一振りの不法所持の事件であるが、本件との関連性は全く認められない。

これは「ジュリスト」の七百七十一号で、最高裁調査官の木谷明という人が鹿児島の夫婦殺し事件上告審判決のコメントというのか、しているわけですね。いま私が読んだのはその八十ページのところの「(注)」を読んだのですが、事実関係はこのとおりですか。

○前田(宏) 政府委員 事実関係はそのとおりと言え、そのとおりでございすけれども、その幾つかの事実のうち起訴されていないものもございす、現に起訴されたものもありまして、その事実については、執行猶予つきでございすけれども、懲役一年という有罪判決がなされているところでございす。

○稲葉委員 いや、私の聞いているのは、その中で一件は起訴されていない、起訴されたものの合計金額は一万七千円なのだ、これがまず第一ですね。それから、古いものは六年前のものがあつた、こういうのですね。これは本当なのですか。

○前田(宏) 政府委員 その余罪の犯行の年月日までもちよつと資料がございせん、正確な回答をいたしかねるわけですが、恐らく間違ひはないものと思ひます。

○稲葉委員 資料がないといつても、「ジュリスト」に書いてあつて、最高裁の調査官が意見を述べているのですよ。あなたの方に資料がないわけはない。これは判決はないの。おかしいな、これは。ここの一月二十八日のものです。それはきよの主たるあれじゃありませんからいいですけども、調査官が書いているのだから間違ひないでしょうね。

空気銃一丁と刀一振りの不法所持は本件との関連性は全く認められない、こう書いてあるのですから。六年前の詐欺と全部合せて一万七千円というのだから、一件が起訴されていないから四件かな、四件合せて一万七千円ですか、六年前

の詐欺の事件まで起訴している。しかもそれはツケ買いによる代金不払い、こう書いてありますね。ツケ買いによる代金不払いというのが詐欺になるかならないか、これは微妙なところで、これは検事の尋問の仕方によつて詐欺になったりならなかつたりするところだ。

これはなかなかあれですが、こういうような事実があるとして、しかもこれは起訴されて公判が開かれて、一遍に全部起訴したのか、追起訴、追起訴でいつたのか、それは僕も率直に言うところからいひたい。しかし、いづれにしても事実を認めて公判が開かれていられるし、その間、認めておるにもかかわらず、弁護士の方も固執し、人であつた関係上あれしたのしょうけれども、これによると、その間強殺事件を調べているわけですね。こういう行き方が実際あつて起きているというところは、私は考えられないのです。これはあなたの方にとっては非常に便利なのです。捜査にとつて便利なのは間違ひない。

そこで、私は前から問題にしているのは、警察がこういうことをみんなやっているのだけれども、そういうことをあなたの方は、検察は知つていたのか知つていないのかというのを前からくどく聞いていたのだけれども、どうも要領を得ない。恐らく知らないでしょう。知つていなくてもきわめてある程度のことしか知らないの、警察に任せっぱなしなのですね、強力犯事件というものは。

この前ちよつと話したから、あなたの方で推論だなんて言うから、きようはやめておきますけれども、検事の方は知能犯専門で警察は強力犯専門だとはつきり分かれていゝ言つては悪いけれども、それは大体向き向きがあるからいろいろあるかと思ひますけれども、いづれにしてもそういうような形のところに問題がうんとあるのですよ。この鹿児島の事件でもそうだし、今度の大阪の事件でもどうもそうらしいですね。これはまた改めて聞きますけれども、何か差別

用語を使つたような検事が論告したとかしないとかと言われているけれども、直接使つたのかあるいはだれかがこういうことを言つたといふことが犯罪に関連するといふ意味で使つたのか、どうもそこら辺がまだはつきりわかりませんから、きようは質問をやめておきます、それから大阪高裁の村上裁判長かな、何かで出た今度の判決もありますね。

そういうようないろいろな判決——ちよつとあの判決はいろいろ私自身の考えはありますが、裁判はまだ確定していませんから、確定してない事件のことについてここでこれ聞くわけにきませんから聞きませんけれども、いづれにしてもそういうような別件の逮捕、そしていろいろな調べが代用監獄で行われている、検事は全くと言つていいくらいそのことについてノータッチ、余りやかましく言うや警察の方がぶつつか文句を言うからとか、いろいろなことがあるわけですね。そういうような点について、私どもは今後はかの法案の審議の中で、たくさん例がありますから、一つ一つ挙げて具体的な事実関係を聞いて十分確認をしていかなければいけない、こういうふうな考へておるわけですね。

じゃ、この法案の質問としては、いま言つたようなこと、たくさん問題がありますけれども、別の機会に譲ることとして、この法案は賛成の法案ですから、これで質問を終わります。

○羽田野委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○羽田野委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

刑事補償法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○羽田野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○羽田野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○羽田野委員長 次に、内閣提出、参議院送付、民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。坂田法務大臣。

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○坂田法務大臣 民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、民事訴訟手続等の適正、円滑な進行を図るため、民事訴訟法等の一部を改正しようとするものでありまして、その要点は次のとおりであります。

第一は、就業場所への送達手続を新設する等送達及び期日における呼び出しの手続の合理化を図るものであります。

すなわち、国民の生活状況の変化に伴ういわゆる昼間不在者の増加により、訴訟に関する書類を、送達を受けるべき者の住所において送達をすることが困難となりつつある実情にかんがみ、当該住所において送達をするに支障があるようなときは、送達は、これを受けるべき者の就業場所においてもすることができるとしてあります。この場合、就業場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、その者の使用者等またはその法定代理人、事務員もしくは雇用人

に書類を交付することができるとしてあります。

また、現行法におきましては、簡易裁判所以外の裁判所においては、期日の呼び出しは、呼び出し状を送達してすることを要するものとされていいますが、最近における送達ないし呼び出しの実情にかんがみ、これを改めて、簡易裁判所以外の裁判所においても、最初の期日の呼び出しを除き、いわゆる簡易呼び出しができることとしてあります。

第二は、証人調査等の作成及び判決書の記載の簡素化であります。

現行法におきましては、証人の陳述や検証の結果は調書に明確にすることを要するものとされていいますが、訴訟上の和解の成立や訴えの取り下げなどにより、訴訟が裁判によらずに完結した場合においては、その訴訟に関する限り、証人調査等は不要となりますので、原則として、証人調査等の作成を省略することができるとしてあります。

また、現在、判決書のいわゆる事実摘示欄には、証拠に関する事項をも記載すべきものとされていいますが、その記載の簡素化を図る見地から、証拠に関する事項の記載は、訴訟記録中の調書の記載を引用して行うことができることとしてあります。

第三に、経済情勢の変動にかんがみ、証人の不出頭に対する制裁としての過料及び罰金等民事訴訟法及び民事調停法中の過料及び罰金の多額を相当額に改定することとしてあります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○羽田野委員長 これにて趣旨の説明は終わります。

本案に対する質疑は次回に譲ることといたします。次回は、来る六日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日

は、これにて散会いたします。

午後三時二十四分散会

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律

(民事訴訟法の一部改正)

第一条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四百四十四条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

但し訴訟が裁判ニ因ラズシテ完結シタル場合ニ於テハ当事者が訴訟ノ完結シタルコトヲ知リタル日ヨリ一週間ヲ経過スル迄ニ其ノ記載ヲ為スベキ旨ノ申出ヲ為シタル場合ヲ除クノ外裁判長ノ許可ヲ得テ証人及鑑定人ノ陳述並検証ノ結果ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

第五百四十四条に次の一項を加える。

前項ノ呼出ハ最初ノ期日ノ呼出ヲ除クノ外同項ニ定ムル方法以外ノ相当ト認ムル方法ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ期日ニ出頭セザル当事者、証人又ハ鑑定人ニ対シ法律上ノ制裁其ノ他期日ノ懈怠ニ因ル不利益ヲ帰スルコトヲ得

第六百六十二條第二項中「郵便集配人」を「郵便業務ニ従事スル者」に改める。

第六百六十九條第一項の次に次の一項を加える。

前項ニ定ムル場所が知レザルトキ又ハ其ノ場所ニ於テ送達ヲ為スニ付支障アルトキハ送達ハ送達ヲ受クベキ者が雇用、委任其ノ他ノ法律上ノ行為ニ基キ就業スル他人ノ住所、居所、営業所又ハ事務所ニ於テ之ヲ為スコトヲ得送達ヲ受クベキ者が其ノ就業スル場所ニ於テ送達ヲ受クベキ旨ノ申出ヲ為シタルトキ亦同ジ

第七百七十一條第一項中「送達ヲ為スベキ場所」

を「第六百六十九條第二項ニ定ムル場所以外ノ送達ヲ為スベキ場所」に改め、同項に後段として次のように加える。

郵便ノ業務ニ従事スル者郵便局ニ於テ書類ヲ交付スベキトキ亦同ジ

第七百七十一條第二項中「前項ニ掲グル者其ノ他」を「送達ヲ受クベキ者又ハ第一項前段ノ規定ニ依リ」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第六百六十九條第二項ニ定ムル場所ニ於テ送達ヲ受クベキ者ニ出會ハザル場合ニ於テ同項ノ他人又ハ其ノ法定代理人、事務員若ハ雇人ニシテ事務ヲ弁識スルニ足ルベキ知識ヲ具フル者が書類ヲ交付ヲ受クルコトヲ拒マザルトキハ此等ノ者ニ書類ヲ交付スルコトヲ得

第七百七十一條に次の一項を加える。

第二項ノ規定ニ依リ送達アリタルトキハ裁判所書記官其ノ旨ヲ送達ヲ受ケタル者ニ通知スルコトヲ要ス

第七百七十二條中「裁判所書記官」の下に「第六百六十九條第一項ニ定ムル場所ニ宛テ」を加える。

第七百七十八條第一項中「知レザル場合」の下に「若ハ第七百七十二條ノ規定ニ依リテ送達ヲ為スコト能ハザル場合」を加える。

第七百九十一條第二項に次のただし書を加える。

但し証拠ニ關スル事項ニ付テハ訴訟記録中ノ調書ノ記載ヲ引用スルコトヲ得

第二百六十九條、第二百七十七條、第二百七十七條ノ二、第二百七十八條、第三百二十

八條第二項、第三百三十一條第一項、第三百三十五條第二項及び第三百三十九條第一項中「五千元」を「十萬元」に改める。

第三百四十條に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ第四百四十四條但書ノ規定ヲ準用ス

第三百五十六條ノ二を次のように改める。

第五百五十四條第二項ノ規定ハ最初ノ期日ノ呼出ニ之ヲ準用ス

第五百五十三條第一項を次のように改める。

本編及び次編ノ規定ニ從ヒ保證ヲ立ツル義務ヲ負ハシメ又ハ保證ヲ立テ若クハ供託ヲ為スコトヲ許シタル場合ニ於テ供託ヲ為スニハ其裁判ヲ為シタル裁判所又ハ執行裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄区域内ノ供託所ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第五百五十三條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

(民事調停法の一部改正)

第二条 民事調停法(昭和二十六年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第三十四條中「呼出」を「呼出し」に、「三千元」を「五萬元」に改める。

第三十五條及び第三十七條中「五千元」を「十萬元」に改める。

第三十八條中「一萬元」を「二十萬元」に改める。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

(罰則に關する経過措置) 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部改正) 第三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六十九條の二中「執行官」の下に「とあり、及び「裁判所書記官」を加える。

(特許法の一部改正) 第四条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五百五十一條中「第五百五十四條(呼出)」を「第五百五十四條第一項(呼出し)」に、「第三百四十

条」を「第三百四十条前段、第三百四十一条」に、「証拠調べ」を「証拠調べ」に改める。

第三百九十条中「及び第六百六十三条」を「、第六百六十三条及び第七百七十一条第四項」に、「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第三百九十一条第一項中「知れないとき」の下に「、又は前条において準用する民事訴訟法第七百七十二条の規定により送達をすることができないとき」を加える。

（公害紛争処理法の一部改正）

第五条 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「第七百七十二条」を「第七百七十一条第四項及び第七百七十二条」に改める。

理由

裁判事務の実情にかんがみ、就業場所への送達等送達手続の合理化並びに証人調書等の作成及び判決書の記載の簡素化を図るとともに、経済情勢の変動にかんがみ、民事訴訟及び民事調停に係る過料及び罰金の額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十七年八月九日印刷

昭和五十七年八月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局